

第三十八回
国会

参議院内閣委員会會議録第三十一号

昭和三十六年五月三十日(火曜日)

午前十一時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 小幡 治和君
村山 道雄君
伊藤 颯道君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
上原 正吉君
大谷藤之助君
木村篤太郎君
堀見 俊二君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
鶴岡 哲夫君
松本治一郎君
大和 与一君
横川 正市君
田畑 金光君

委員外議員

國務大臣

松村 秀逸君

法務大臣

植木庚子郎君

建設大臣

中村 梅吉君

國務大臣

西村 直己君

政府委員

總理府總務長官

藤枝 泉介君

總理府恩給局長

八巻淳之輔君

防衛庁長

加藤 陽三君

官官房長

海原 治君

防衛庁教育局長 小幡 久男君
防衛庁人事局長 小野 裕君
防衛庁経理局長 木村 秀弘君
防衛庁裝備局長 塚本 敏夫君
防衛庁長官 丸山 信君
防衛庁副官 津田 実君
防衛庁法制 船後 正道君
防衛庁主計 船後 正道君
防衛庁給与課長 鬼丸 勝之君
建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員 樋口 忠吉君
法務省矯正 樋口 忠吉君
局教育課長 樋口 忠吉君
法務省入国 白田彦太郎君
管理局次長 白田彦太郎君

説明員

法務省矯正 樋口 忠吉君
局教育課長 樋口 忠吉君
法務省入国 白田彦太郎君
管理局次長 白田彦太郎君

本日の會議に付した案件

○法務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

○建設省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十三年六月三十日以前に給付

事由の生じた国家公務員共済組合法

等の規定による年金の額の改定に関

する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員共済組合法等の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣
委員会を開会いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律
案を議題とし、質疑を行ないます。

政府側の出席の方は、植木法務大
臣、津田法務省司法法制調査部長、羽
山司法法制課長、堀井矯正局参事官、
天野法務総合研究所次長、白田入国管
理局次長、中田恩恵課長の方々とござ
います。

御質疑のおありの方は、順次御発言
を願います。

○伊藤颯道君 この法案に関連して
二、三お伺いしたいと思ひますが、基
本的な問題については大臣に伺つて、
また、数字等の問題については、他の
政府委員からお答えいただきたいと思
ひます。

まずお伺いしたいのは、法務省
は、今回設けようとしておる犯罪防止
に関する研修所は、五カ年たてば、も
う一切これは廃止してしまふのか、
五カ年の先はどのように考えておられ
るのか、この点をまず確認しておきた
いと思ひます。

○政府委員(津田実君) この協定は、
一応第五年度の末日まで効力を有する
といふことになっておるわけでござい
まして、一九六五年の末まで効力はあ
るわけでございまして、しかしながら、
この協定の第六条の第二項に、「機構
又は政府は、おそくともこの協定が効

力を失う一年前に、その有効期間の延
長を提案することが出来る。このう
ことになっております。従ひまして、
国連との話し合いによりまして、この
協定の効力を延長せしめることは当然
できるわけでございまして、それはい
かなる場合にそのようになるかとい
ことは、あらかじめ予想はできません
けれども、大体は、この条約に基づ
く研修所の成果が上がりまして、さら
にこの地域諸国が引き続き存続を希望
する、そういうような場合には当然延長
になるものというふうに考えておりま
す。この協定自身が延長にならな
くても、その以後、日本政府において
この研修所を維持して、関係地域の研
修者を研修するということも考えられ
るわけであります。

○伊藤颯道君 申し上げるまでもな
く、近年日本の青少年の犯罪が逐年増
加の一途をたどつておるわけですが、特
に憂慮にたえないのは、年少少年の間
にいろいろ悪質な犯罪が特に増加の一
途をたどつておる、こういう事態はま
ことに憂慮にたえないと思ひます。
そこで、御参考までにお聞きしたいの
ですが、三十三年度から三十五年度、
この三カ年における犯罪の件数とか、
その他それに関係のある概数でござい
ますが、こういうものをまず伺つて
おきたいと思ひます。

それと、このような日本の犯罪傾向
は、だんだん増加の一途をたどつてお
る。これは世界の先進国などに比較し
てどのような関係にあるのか、その他
先進国とのいわゆる程度の問題につい

て、ついでにお聞きをしたいと思ひの
であります。

さらに、またこういうふうな犯罪が
逐年増加の一途をたどつておるという
ことは、何かこれには原因があるの
じやなからうかと思ひます。いろいろ
法務省でも検討されていると思ひま
すが、いろいろな多角的な関係を
もつて犯罪がふえておるという事は
間違いない事実だと思ひます。一体
どのようない理由に基づいて犯罪
がこのような増加しているか、その
おもなもののついでに法務省が把握さ
れている点について、概要を一つ承りた
いと思ひます。以上お伺いいたします。

○國務大臣(植木庚子郎君) 数字のこ
とは係の方からまた御説明申し上げま
すが、大体の大勢をいたしましては、
戦後の混乱期におきましては、言ひま
でもなく、犯罪は相当多かつたのでご
ざいます。しかしながら、それがやや
混乱期を脱する昭和二十四年、五年あ
たりから、一般の犯罪は若干増加の趨
勢がとまりまして、むしろ若干減少の
傾向にありまして、ところが、青少年
犯罪については、それがまた趣きを異
にいたしました。そのじぶんから、ま
た、ますます青少年犯罪がふえる傾向
になりまして、三十年ごろだんだんと
ますますふえる傾向になり、三十二年、
三十三年、三十四年と、三十四年のこ
ときは、いまだかつてない多数の青少
年犯罪が事件になってしまひまして、
それが三十五年には、さらにまたその
三十四年を上回るような趨勢になりま
して、こうした青少年犯罪の増加、し

か、今も御指摘になりました年令低下の傾向がはつきりとうかがわれるのでございまして、非常にこの点遺憾にたえません。われわれもいたしまして、部内におきまして、青少年犯罪のために、特にその係の検事の会同等も催しまして、そうしてこれが対策について、鋭意研究をいたしております。予算の上でも若干の増額でございまして、こうした犯罪少年の調査を、従来は部分的に研究の資料として調査をいたしておりましたが、今回は全国的にこの調査を広めまして、そうしてその原因のよって来たところの研究の資料にしようというので、その対策も立てております。そうしてその実行に移る段階に入っている次第でござい

ます。犯罪の原因については、これは申すまでもなく、青少年犯罪は、ことに社会環境から影響を受ける場合が非常に多い。また、家庭の実情、家庭の環境から、少年が犯罪を犯す方面に進んでいく傾向も多分に多いのでありまして、こうした問題は、単に取り締まり当局の手だけではなしに、家庭の者もあろんのこと、社会全体として、なるべくこうした犯罪を誘発するようなおそれのある傾向をなるべく少なくするような協力を、各方面とも一致してやっていたらいい、かように考えておる次第でござい

ます。○政府委員(津田実君) 少年の犯罪につきまして、数字を簡単に申し上げますと、刑法犯につきましては、大体昭和二十二年が、検挙されました者、これは十四才から二十才までであります。九万二千五百五十一、昭和三十四年におきましては、十三万九千六百十

八、終戦後の通常の年と考えられます。昭和二十六年は、やはり十三万三千六百五十六ということにございまして、昭和二十六年ないし二十八年の平均指数を一〇〇といたしますと、大体昭和三十四年が一二一、三十三が一一〇八、それからそれより前の三十二年は九九、三十一年は八七、三十年は八四ということになっておりまして、要しまするに、昭和二十五、六年が一つの山であり、その後三十三、三十四年と、その山を若干こえた数字になっていくというふうな状況でござい

ます。今後の推移は、必ずしもはつきりいたしませんわけですが、なお、外国との比較でござい

ますが、ちよつと今手元に資料がございせんので、この点はここで御説明申し上げかねます。いずれ調査いたしまして、また資料として差し出したと思ひます。○伊藤道雄君 外国との比較ですが、数をもつて正確ということできなくして、それは後日また出していただくとして、大体傾向として、特に日本に多いのか、ほとんどあまり相違がないのか、そういう程度のお考えでけっこうです。なかなか今直ちにはちよつと出しにくいと思ひますから、あとでけっこうです。

なお、お伺いいたしますが、いろいろな原因等については、今大臣御指摘されたような点だと思ひますが、そういう理由に基づいて、法務省としてはいろいろな対策を講じておられると思ひます。大小取りまぜていろいろお考えがあらうと思ひますが、一体どういう点に重点を置かれて対策を講じておられるのか、特に重点的に二、三お聞かせいただきたいと思ひ

ます。○国務大臣(植木庚子郎君) 先ほどもお答え申し上げたように、われわれ法務当局といたしましては、犯罪が起

こつてしまつて、そうして警察当局から送致を受けた場合に、これに關与する場合が多いのでござい

ます。ほとん

ど全部がそういう機会が多いのでござい

ます。従つて、われわれといたしましては、先ほど申しました非行青少年についての調査を充実する、そうしてその原因の探求に努めるということを一

番重点に考えております。全国各地の検、高検とも通じまして、特別に少年係の検事をなるべく増加いたしまして、そうしてその方面は、従来わが国の刑事政策の上におきましても、必ずしも十分な調査ができておりませんので、それで、こ

ういふことが必要であるということから、そういう調査の方に最も力を入れて、こ

ういふことと考へておるのであります。われわれが今当面の問題として、本年度特に力を尽くそうと考へてお

りますのは、この調査の充実及び全国的な指向という点が一番大きな重点を置いておる問題でござい

ます。○伊藤道雄君 少年少女の施設として、少年院とか少女院があるわけですが、かつて私も少年院を視察したことがありましてが、どうもお見受けするところ、これはもちろん基本的には経費の關係もあらうかと思ひますが、どうも明るい感じには受け取れなかつたのですが、施設なども不十分だし、ああいう環境では、なかなか予期の成果を期したい、こ

ういふような感じを受けたわけ

です。たとえば善導のために必要な図書等についても、買

つた量についても、きわめて貧弱であつて、どうもこ

ういふようなことでは成

果を期したいのではないか。もちろん、これは基本的にはいわゆる経費の關係が出發点だらうと思ひ

ます。先ほども大臣御指摘になつたように、年少の少年、少女については、特に犯罪件

数も逐次増加の一途をたどつておる、こ

ういふときに、やはり相當の経費をかけなければ予期の成果は期しがた

い、こ

ういふふうに思ひます。そこで、お伺いいたしますが、現在

○説明員(樋口忠吉君) 少年院は、御

承知のように、家庭裁判所の保護処分
の決定によって収容するのでございま
すが、収容いたします者は十四才以上
二十才までとされております。従いま
して、二十才までは収容できるといふ
うになっております。それから二十才
になりますれば、一応原則的には退院
せしめるのでございませうけれども、状
況によって、さらに教育の必要がある
という場合には、家庭裁判所の決定を
もって、さらに若干期間延長する措置
も講じ得ることになっております。従
来の実績を申し上げますと、特別少年
院と初等少年院、中等少年院、こうい
うふうに種類がございませうけれども、
その種類によって若干違います。特別
少年院が一番現在のところでは長く
て、約十五カ月から十六カ月くらいに
なっております。ですから一年と、三、
四カ月という見当に相なっております
。初等、中等全部平均いたしますと
と、大体十四カ月ぐらいの見当にな
ります。

○伊藤道雄君 こういう施設にひと
び入った少年少女については、なかな
か出て就職したい、こういふふう
に様子を聞いておるわけですが、こ
れはそのままでは大へんなことにな
るので、やはりこういふ施設の少年少
女の就職について十分善導し、就職
あつせん、世話をする機関が当然必要
と考えられるわけです。そういふ機関
が現在あるのかないのか。そうして、
もしないとしたら、これは当然早急に
考慮すべき問題だと思ふのですが、そ
ういふ問題について一つ全貌を承りた
い。

○説明員(樋口忠吉君) われわれの仕

事の総括めぐりと申しまして、一番
大事な点でございまして、われわれも
非常にその点は気を使つておる点の一
つでございまして、少年院に収容いたし
まして、成績がよくありますと、更生
保護委員会の方に申請いたしまして、
それで仮退院の許可を得るわけでご
ざいます。その前に、在院中からそれ
ぞれの関係の保護観察所とよく連絡い
たしまして、その少年の環境の矯正を
いたしまして、引き取り先の状態と
か、それから就職の決定とか、就職先
の開拓とか、そういうことを保護観察
所の方のごめんどうで、保護司その他
の民間の方々の御協力も得て一応準備
をいたしまして、これならば出してよ
かろうということになりましますと、委
員会の方の決定で、仮退院という扱い
をいたしまして、そうして出ており
ます。その点は非常に民間の保護司の
方々の御協力を得てようやくやってお
る、ある程度やれるというふうにな
っております。

○伊藤道雄君 この少年少女の犯罪等
については、問題は実に多く山積して
おるわけで、十分さらにお伺いしたい
と思ふのですが、時間の制約もござい
ますから、問題を進展させて、今回東
京入国管理事務所羽田の出張所です
か、それを事務所に移格させるという
問題があらうと思ふのですが、この問
題に関連して二、三お伺いしたいと思
います。現在の出張所をそのままに
して、内容を整備充実することでは周
に合わないのか、どうしても移格させ
る必要があるのか、こういふ点につ
いてまずお伺いしたいと思います。

○説明員(白田彦太郎君) お答え申し

上げます。現在羽田の出張所は、東京
の入国管理事務所の管下になっており
ます。御承知の通り、羽田の空港に
は、逐年出入いたします者が多くな
つて参りまして、非常に数が多くな
るばかりでなくて、それに伴いまして
いろいろなケースが起こつて参るわけ
でございまして、事を直ちに即決しな
ければならない事態が間々起こるので
ございまして、現在のところは東京の事
務所の傘下でございまして、私たち本
局におります者は、東京の事務所を通
じて指揮するといふような形になつて
おります。しかし、空港における事態
というものに對しましては、できるだ
け直接に処理しなければならぬこと
も多いわけでございまして、外務省そ
の他関係機関と本省が協議いたす点も
多々あるわけでございまして、そうい
うわけで、直接の傘下に入れて、そう
して空港における出入国の事務を一そ
う円滑にいたしたいといふことを考
えておる次第であります。なお、また
従来ここにありました定員も、出入国
者の増加に伴いまして、本三十六年度
には七十三名の人員になつたわけで
ございまして、そうした大勢の職員を
管理いたします場合の事務所としての
態容を整えて、適正な人事の管理も
いたしたいと思つております。なお、
また御承知の通り、羽田の空港は、
外国の元首、また国賓の方々が非常
にこのご多忙な出入されるわけで
ございまして、そうした場合の取り扱
い等も考へまして、単なる出張所
でなくて、事務所として、責任のある
態勢のもとに出入国の管理をやつて
いきたいと思いますところから今

回昇格を御審議願つておる次第でござ
います。

○伊藤道雄君 なお、お伺いしますが、
羽田空港から出入国した人員は、三十
三年度から五年度まで、年度別にど
うに上昇してきたか、もし概数があ
つておれば承りたい。概数でよいで
す。

○説明員(白田彦太郎君) お答え申し

上げます。三十三年度の出入国者の合
計は二十三万五千三百五十名でござ
いまして、三十四年度には二十七万三
千六百十六名となっております。さら
に三十五年度は三十四万一千四百
百五十五名、このように毎年増加し
て参つておるわけでございまして、
これらのうち外国人の数を申し上げます
と、三十三年度には二十三万のう
ち、十七万二千八百七十七名でござ
いまして、三十四年度は二十七万の
うち、十九万五千八百四十二名でござ
います。三十五年の三十三万四千
八百六十三名が外国人でございま
し、このように外国人の数の全体の
数に比例しまして、逐年増加してお
るわけでございまして、なお、三十五
年の入国した外国人の数は、その同
期に全国でわが国に入国いたしました
外国人の総数の約七八%というものが
東京国際空港より入国したもので
あります。今後ジェット機その他の乗
り入れがさらに増加するわけでござ
いますので、この空港の重要性という
のがますます重要になるかと私も考
へておる次第であります。

○伊藤道雄君 この出張所を事務所
に昇格させることについて、他から十
二名配置がえが行なわれるというこ
とでありますが、これは一体どこから配
置

○説明員(白田彦太郎君) 羽田の十二

名の増員につきましては、これは主
として大村の収容所におりました定員
が、御承知の通り、大村の収容所の収
容者が減りましたので、三十六年度の
予算で、それに伴いまして大村の定員
が削減されました。それらのうち
主として羽田の方に転任をさせまして
増強いたしておる次第であります。
もっとも、大村の収容所の警備官
その他が、直ちに羽田において入管の
仕事をいたしますのに適していない
ものもございまして、東京、横浜等
の周辺からも増強いたしておる次第
でございまして、

○鶴岡哲夫君 羽田の空港の出張所を
事務所にするという点で若干お伺い
いたしたいわけであります。どうも
この入国管理事務所、特に羽田にお
きましては、大蔵省の税関と比べま
して、歴史的にも新しい点もあると思
いますけれども、種々非常に見劣りが
するのじゃないだろうかというふう
に拝見をいたしておるわけであります。
たとえば庁舎にしても、相当窮屈に
なつてきておるのじゃないだろうか
というふうに思ふます。それは逐年人
員がふえておるわけですが、非常な
ふえ方をしております。庁舎はその
割にふえないという傾向があるよう
でありますし、制服等においても、税
関とどうかという懸念がいたします。
それから勤務の諸条件についても、相
当見劣りがするのじゃないかと、こ
う思つておるのですが、どういふふう

ておりますか、何っておきたいと思ひます。

○説明員(白田彦太郎君) ただいま御指摘の点でございますが、私たち、この出入国者が非常に多くなりまして、それでそれに伴ひまして人員の強化を逐次はかつて現在に至つておるわけでございます。幸い本年度におきまして十二名の増員がありましたので、一応七十三名の人員で本年度はできるだけの仕事をいたしたいと、こゝを念願しておる次第であります。ただ、あそここの場所につきましては、御承知の通り、空港のビルそのものが非常に狭隘でございまして、そのために、さしあたり事務所の設備その他に非常に不便になつて参つております。しかし、一面、この空港のターミナル・ビルも、だんだんと建設される計画が出て参つておりますので、私たちといたしましては、現在の施設で不自由であります。その施設の内々でできるだけ事務の円滑を期したいと考えております。なお、服装その他でございますが、これも本年度の予算におきまして、若干の、何と申しますか、改善を期したいと存じております。なお、将来におきまして、日本の表玄関であります羽田の職員につきましては、他と比べまして見劣りのない服装を整えるように、予算等において要求いたしたいと存じております。そういう意味で御協力をお願いする次第であります。

○鶴岡哲夫君 昨年十五名ふえて、こゝとしまして十二名ふえる、非常な充実をはかつていらつしやるわけですけれども、事務所はなかなか手狭になつておると思ひますので、ぜひそういう面の整備の問題も心がけていたいただきたいという

ように思つております。また、さらに今後ふえていくだろうと思ひますがね。それから超過勤務手当が、税関と比べますと、相当見劣りがするのじゃないか、税関の場合には五時間間だといふふうに思つておられますが、入国管理の事務をとつておる方々はその半分にもはるかに及ばない、五分の一くらいのものでないかといふふうに思つておられますけれども、なかなか大へんな仕事であります。さらにまたジェット機がだいぶ乗り込んでくるようになると、短時間の間に済ませなければならぬといふような、非常に多忙な仕事になつておるようでありまして、税関と比べても、かりに超過勤務の問題をとりましても、相当な開きがあるように思つておられますが、そういう点はいかがでございますか。

○説明員(白田彦太郎君) 御指摘の通り、私たちの出張所の方は非常に新しい官庁でありますので、毎年予算要求等に努力をいたしておるのであります。が、やはり前年の実績というものが考慮されまして、なかなかその伸びがないうちでございますが、私たちでございまして、税関との間の不均衡がなくなつて、税関に努力いたしたいと思ひます。○鶴岡哲夫君 次に、アジア及び極東研修所、これにつきまして若干お伺いいたしますが、それは伊藤さんのおられるいはダブるかもしれないと思ひます。これはアジアの奥座敷にある日本に置くわけですが、これはパキスタンとの問題は、前から日本の方も置きたいといふふうに考えておる、あるいはパキスタンも置きたいといふふうに考えてお

られたのか、そこら辺のことをちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) 一九五四年にラングーンで開催されました犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第一回国連アジア・極東地域セミナーというのがございました。そこでこれをアジア・極東地域に設置するといふ決議が採択されたわけですが、その後第二回のこのセミナーが一九五七年に東京で開催されましたわけでございますが、そのときまでの間に国連側とパキスタン側といふいろいろな交渉があつた模様であります。パキスタンのラホールにこれを設置するといふことに内定したといふことが報告されたわけでございます。で、その間の事情は若干は承知いたしておりますが、パキスタンの方で最初にこの研修所を設けたいといふ希望を申し入れて国連側の方と交渉して、パキスタンの方に置くといふことに内定する経過に至りますまでの間のこととは、多少は日本側も承知しておつたわけでありまして、せつかくパキスタンにおいてさういふ申し出をしておるわけでありまして、日本側として、別段何らの働きかけもいたさなかつた。その後、パキスタンの国内事情によりまして、この招請を撤回するといふことになつたときは、これは直接国連側から日本側が承知したわけでございます。それで、国連側から非公式に、日本側で設置をしないかといふ申し入れがありましたので、これに応じまして研究をいたしました結果、昨年の五月に、閣議におきまして、いよいよ国連側に設置をすることを希望するといふ申し出を正式にす

います。従ひまして、日本側とパキスタン側と競争したといふような事実は全然ございません。

○鶴岡哲夫君 このアジアにおきまして犯罪防止、あるいは犯罪者の処遇、こゝろの問題につきまして、研修所をアジアの奥座敷にある日本に置くといふことについては、これはやはり種々考えなければならぬ点があるのじゃないかと思つておるわけでございます。むしろ、やはり東南アジアの方に置いた方が適當じゃないか、これはまあ犯罪なり、さういふ問題については、どうしてもやはり環境の問題が左右するわけでしょうからして、日本とパキスタンなりインド、さういふところと比べました場合に、これはむしろやはり東南アジアの方にあつた方が、目的としては非常に相応しておるのじゃないかと思つておるわけでございます。そこら辺のことはどういふふうに考えておられるのか。まあ日本の方はむしろ先進国みたいな形で、イタリヤなりフランスなりドイツといふところと若干類似してきておるといふふうに思つておるわけですが、アジア・極東の研修所だといふことで日本に持つてこられた理由でございます。さういふ趣旨からいへば、東南アジアの方が都合がいいんじゃないだろうかといふふうに思つておるわけ。そこら辺のことについて何とおき

○政府委員(津田実君) ただいま、確かにお尋ねのような問題点はあると思ひますが、確かに日本はアジア・極東地域から申しますれば、やはり端になるわけでありまして、その意味におきましては、パキスタンもややそれに近いといふ

言えるのでございますが、そのほか犯罪事情等につきまして、あるいはこの犯罪防止、犯罪者の処遇等について、日本が非常に欧米に近い、いわばアジア・極東地域については、先進国であるといふことは、確かに御指摘の通りでありまして、もつとそのような先進的な国でないところに研修所を置くといふことも、考え方としては一つの考え方であると思はれるのであります。しかしながら、いろいろこの間に犯罪防止会議等におきまして意見等を聞いて参りますと、やはり研修生を大勢集めまして、実地についても研修をするわけでございます。さういふ点からいへば、やはり日本に比べて実地訓練をする施設等がなければならぬわけでございます。さういふ点につきましては、やはり日本によつて実地訓練をして、なるべく日本の水準にまで各地の施設を引き上げるといふような意味が大いにあるといふことが考えられます。もう一つは、やはり何と申しまして、文化的あるいは学問的に先進しておるわけでございます。で、講師その他の点につきましても、相当便宜があるといふような点もいろいろ考えられます。国連側が日本側に招請を勧奨してきたものと考えられまして、私も意見交換いたしましたけれども、若干さういふ点が出て参つたわけでございます。さういふ意味におきまして、やはり日本が引き受けるのが相当であるといふことを考えられた次第でございます。

○鶴岡哲夫君 法務総合研究所の中にできるわけでございますが、さういふことになりまして、法務総合研究所にこゝろに研修及び調査を行なわせるとい

うのですか。この法務総合研究所というのは、年間の予算はどの程度、ござい
ますか。

○政府委員(津田実君) これはただいまの点でございしますが、法務総合研究所は、日本側がこの研修所の世話をする部局になるわけでございします。で、この研修所は、この協定にございしますように、国連と日本政府と両方で設立するわけでございします。いわば国連と日本政府の共同事業体という格好になるわけでございします。そこで、今度この法律案におきまして御審議をいただいておきます点は、日本側が国連と協力いたしまして研修所の運営をいたし、その中において国連と協力いたしまして研修、研究、調査をするわけにございします。その研修、研究、調査を国連と協力してする事務は、すなわち日本国の事務でございまして、その事務を日本国内のどこがつかさどるかという点につきまして、その事務を法務省がつかさどるといふことに法務省設置法を改正いたしたいというところになるわけでございします。従いまして、法務総合研究所は、さらに法務省の中にありましてこの事務を担当する部局ということになるわけでございします。法務省の中、あるいは総合研究所の中に設置するという意味ではないの
でございします。

な、年間の予算でございしますが、この関係の昭和三十六年度の予算は、約九千万円というものが今年度予算に計上してあります。

○國務大臣(吉江勝保君) これは予算は本年度で終わりでございします。明年もやはりこの施設費その他の経費が要るわけにございしますか。

○政府委員(津田実君) 本年度は初年度、ことにこの研修所の建物を建設する費用が入っております。で、経費的には約二千万円程度になると思ひますので、来年度以降は約二千万円程度の経費が計上されることになろうと思ひれます。

○國務大臣(吉江勝保君) 国連から所長、顧問、専門家三名見える予定だといふふうにありますが、この方々と、それから日本側のこの十九名、これは身分は違ひわけにございします。日本の方は日本側の身分になるわけにございします。

○政府委員(津田実君) その通りでございします。

○國務大臣(吉江勝保君) アジアから研修生が四十名ほどと見えてくるというふうにありますが、アジアの諸国からの専門家、顧問という方々は見えてくるわけですか。

○政府委員(津田実君) 本年度におきましては、アジア諸国からも、国連の奨学金金によって参ります者が五人ないし十人でございまして、その他各国政府から派遣される者が約二十人、合計三十人、それから、日本側からこの研修所に研修を行わしめる者が十人、それで合計四十人という考え方でございします。で、なお、この研修所の国連側職員として、所長、それから高級顧問及び専門家、これらはアジア地域から選出されるか、あるいはその他の地域から選出されるか、この点はいまだ確定いたしておりませんが、いづれにいたしましても、最善任者を国連側と協議いたしまして、そして国連側が任命する、すなわち、国連側と日本政府と協議いたしまして、そして国連

が任命する、こういうことになっております。

○國務大臣(吉江勝保君) 終ります。

○山本伊三郎君 本家に直接関係ないのですが、法務大臣にちよつと聞いておきたいのです。最近よく脱獄といひますが、脱獄する事件が起こるのです。これはいづゆる拘留所なりという刑務所の設備に欠陥があるのか、また、いづゆる監視に手落ちがあるのか、この点ちよつと緊急な質問で聞いておきたい。

○國務大臣(植木庚子郎君) 最近、刑務所における脱獄についての原因の探求の問題でございしますが、これにつきましまして、まことに遺憾な事態でございまして、そのつど省内におき、かつまた担当矯正管区におきまして、十二分にその原因についての調査をいたしております。必ずしもその原因は齊一ではないのであります。時には設備施設等が不十分のためにという問題が起る場合もございしますし、あるいは時には監視する上においての若干の手落ちといふことも、絶無とは言えないのであります。そのつどその原因探求に努めまして、信賞必罰を明らかにし、また、施設の充実について努力をいたしてまいります。施設そのものも、最近新しい施設では、容易にそうした事態が起きないような完全なものにだんだん直つてきておりますが、何しろまだ全国的に見ますと、非常に古い施設がたゞさんございします。こういう施設については、やはりなお今後とも財政当局と緊密な連絡をとりまして、そうして近代的な充実した、完備した刑務所の方にだんだん施設を直し

ていこうという努力をいたしておる次第でございします。

○山本伊三郎君 大体新聞の報ずるところだけ見ておるのですが、やはり施設の老朽化した不備という点が重要な主たる原因でなからうかと思ひます。非常に一般住民に与えるいづゆる不安感と申しますか、社会不安をつくる一つの大きな原因でございします。それから、当委員会は、別に法務行政の実態について審議する委員会ではございせんが、特に大臣に、そういう恒久的な計画性を持った対策を一つ講じてもらいたいと思ひます。もちろん予算に影響するところでもあります。今日のいづゆる刑務所にしても拘留所にしても、より近代的な、いづゆる人権を尊重してやられておるので、そういう点で費用はかさばると思ひますが、その点十分一つ留意してもらいたい。この点について、もう一言。

○國務大臣(植木庚子郎君) まことにありがとうございます。まことに御意見でございまして、われわれ当局といたしまして、本年度は従来の営繕費に比較しまして、相当多額の増額をこしは実現をみました。しかし、まだわれわれ当局の希望とは、非常に相去ることが遠いのであります。これは今後もお一そう努力いたしまして、御趣旨の点に沿つて参りたい、かように考えております。

○委員長(吉江勝保君) 速記とめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。他に発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(吉江勝保君) 速記とめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

政府側出席の方は、中村建設大臣、鬼丸官房長、鶴海文書課長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○伊藤議員 本法案に関連して二、三お伺いしたいと思いますが、まずお伺いしたいのは、緑地の管理とか監督並びに助成、こういうことについては、本法案による都市局でございまして、都市局に閣連があらうと思ひます。そういう視野からこの問題について二、三お伺いしたいと思ひます。

いろいろ当たつてみますと、特別都市計画法の第三条を見ますと、この緑地地域を設けることができることになっており、建設大臣がその地域を指定すると、こゝより取りきめになつてゐるわけですが、特にこの緑地地域は、人口稠密で大都会、特に東京のような個所では、こゝより緑地地域の必要が痛感されておろうと思ひます。これは保健衛生上からも必要でありましようし、また、地震とか火災——天災、人災、こゝより避難所という目的も持つて、緑地地域の建設ということ、非常に大都市であればあるほど重要視されてこなければならぬ、そういうふうな考えられるわけですが、ところが、最近この緑地地域の管理とか、あるいは監督助成、こゝより点で、いろいろこゝより面が非常に野放し状態になつてゐるという地区が多いと思ひます。非常に憂うべき事態が見られるわけですが、特に東京においては積極的な対策がほとんど講ぜられていない。もうやるにまかせてゐるというふうな状況が見受けられるわけですが、たとえば東京における緑地帯には、住宅建

築などの建設面積は、敷地の約一割、まあ一割地帯というふうな所があるわけですが、そういう地域にもかかわらず、たとえば建坪が敷地の五割、八割、こゝよりふたつに、その規定を無視して建てられてゐる面が相当ある。これは一割が一割五分とか、こゝより程度でしたら、また問題は別ですが、五割、八割の建坪では、全然緑地地域の意味がなくなつてしまふと思ひます。こゝより問題が何によつて起こつてゐるかという点、いろいろ当たつてみますと、やみ建築業者が、競つてその緑地地域に建築用の工場を設けて、そこへ動力を引いて、こゝより面を法律を無視してどんどん建設をやつてゐる、こゝより事態が見られるわけですが、まあ大臣もなかなか御多忙で、こゝよりところまで目が届かぬと思ひますが、こゝよりことを建設省としては察知しておられるのかどうか、またこゝより点からお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 建設省といふことは、こゝより点から建設省の指定等の業務を担当してゐるわけですが、御指摘のように、東京初め、大都市近傍におきましては、せつかくこの指定がございまして、指定が守られていないという現実が相当にございまして、従ひまして、この状態を解決するために、現在こゝより建設省の計画局、それから大都市、特に東京都等と連絡をいたしまして、この処置について目下検討をいたしておる次第でございまして、建設省の住宅局もこれに大いに関係がございまして、何となくこの建築について指定基準が守ら

れるように、今のところでは、どうも守ることが困難なような現状が、住宅地帯の必要等からもございまして、これを調整できるように、鋭意検討をいたしておる段階でございまして、建築の方について十分の規制を今では行ないたいような実情にありまして、十分に厳重に取り締まれるようにする場合には、地区の指定等について考慮する必要があるということ、いろいろな角度から成案を今急いでおるような段階にあるわけでございます。

○伊藤議員 緑地地域における、法を無視したやみ住宅の建設が二、三年来特に増加した傾向を示してゐるという点、こゝより言つてゐる間にも、どんどんやみ住宅が建つてゐるわけですね。私もその現地に行つて一度見たことがあるのですが、まことに言語道断なことが公然として行なわれてゐる。これではせつかく緑地地域を設けて、あるいは都民の保健衛生上、あるいは天災、人災に対する避難所として、こゝより親切から設けられたこの緑地帯が、一部のいわゆる不当な業者によつて次々にじゅうりんされてしまふ、これはまことに憂うべき事態だと思ひますが、まことにその面の監督、監察、こゝより面が不十分のために公然として次々に行なわれてゐる、これはまことに憂慮にたえないと思ひます。一部の業者は、それによつて法律を無視して、許可なく工場を作り、あるいは製材所、あるいは動力線を無許可で引いて、こゝよりあるいは製材をやる、あるいは鉄板に穴をあける工事をやる、近所の都民は非常に迷惑千萬なんです。ところが、

これが声なき声としてどまつておつて、なかなかこれが大きな問題にならぬわけですね。こゝよりのは、結局先に立つてやるとなられてしまふから、どうも不満不平ではあるけれども、表面に立つてこの問題を問題としようとなしないう、こゝより傾向が見受けられる。それをいふこととして業者は次々に不法なものを作つて、無許可でこゝより住宅をどんどん——しかも一割地帯であるのに、五割、六割というふうな建坪の住宅を作つて、それを直ちに登記して、まあ非常に早期な建築を進めておられますから、またたく間に住宅ができてしまふ。これは実質を檢討してみれば、われわれ専門家でないからわかりませんが、こゝよりやつて暴利をむさぼる営利のための建築だから、しさいに検討すれば、なかなか永久性のないものではなからうかと一応二、三考へられる。こゝより不良住宅が次々に相建つという点、まことに忍びがたい問題だと思ひます。従つて、これはよほど根本的な方法を講じない限り相次いでこゝより不法不当な業者がますますもつてのさばつて参ると思ひます。こゝより点について大臣としてはよほど決意を持って当たられないと、これはなかなかこれを停止することとはむずかしいと思ひますが、こゝより点に關する大臣の御所見を一つ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の問題については、大体二つの点があるわけでございます。一つは、当然に住宅地帯になるべき区域で、なおかつ緑地地域のままだに指定されておる所がございまして、一そうこゝより所によつて建築が多いわけでございます。そこ

で今考えております考え方をしましては、できるだけ区画整理をやらせるといふことが、今後の宅地として伸びていきます区域には必要でございまして、区画整理を促進し、かたがた区画整理をすることを条件として緑地を改善する、俗に選定地区といつておりますが、こゝより方法をこゝより建設率を高めてあげるということが一つ。もう一つは、違法建築に対する取り締まりをやつてはおりますが、違法建築をやるうとするくらいの人、建築責任者も請負人も、現場におる大工には言わせぬようにして、監督者、建築課の者が参りまして注意をしまして、現場におる大工に言つたんでは何ら通じない、それから、それを処罰したいと思ひますが、建て主も請負人もわからぬように強要されてゐる現況が相当ございまして、従ひまして、かような点を是正するために、今国会に建築基準法の改正案をお願いいたしました中に、さうな場合の処置をすること等について、こゝより点の追加をいたしまして、従つて、今度の建築基準法の改正の中に織り込まれた問題は、こゝより指定地域の改善ということと並行させるつもりで、実はその方の準備はいたしたやうなわけでございます。その地域を地域ごとに大都市近傍等については急速にどう処理すべきか、また、処理する地域をどうするかというふうなことにについては、所在の都道府県と十分緊密な連絡をとらないといけませんので、連絡をとりつつ、その扱い方について具体的な検討を進めておる次第でございまして、

○伊藤議員 緑地地域には、特別都市計画法施行令ですか、これによつ

て、建設大臣の許可する建物以外は建てられぬことになっておるわけですね。そういう地域に、無許可で住宅を作るための工事を建設する、これは大きな不法なんです、そういう建築許可も受けずして、しかも、一割地域であるにもかかわらず、五割、六割、七割というような、ほとんど敷地を埋めるような住宅を次々に作って、これはみんな法を無視してやつておるわけですね。そしてこれをさつそく登記して、登記したらすぐ売り飛ばす、買手は、住宅難で非常に難渋しておる時代ですから、それにつけ込んで、こういう一部の悪徳業者が跳梁しておるわけですね。天下の法を無視し、政府をないがしろにして、こういうのが大臣のおられるまのあたりに公然として行なわれておる。この事態は一刻も放置できないと思う。こう申し上げても、なかなか信頼性が無いと思うので、特にその地域を御参考までに一つあげますと、下高井戸にもそういう地域がある、御存じでしょうが、これはさつそくお調べいただければわかると思います。たとえば地域は、今私が申し上げたようなことが公然として行なわれておる。これはまことに常識としては考えられない。こういう事態が現在にたまたま進んでおるわけです。先ほど申し上げたように、付近の住民は、朝から晩まで動力のこぎりのギィッという歯音だとか、あるいは鉄板に穴をあける工事とか、住宅地に工場は絶対に建てられぬのに、公然として工場を建て、そしてそれによって材料を操縦して住宅を作る、こういうことが繰り返されておるわけです。これは緊急を要すると思うのです。そうやって

ている間にも緑地帯はそうやって埋め尽くされてしまふと思うのです。建ててしまふと、実際問題はいかに不法であつても、いかに無許可のものであつても、完全に建ててしまふと、なかなかこれを取りこわすという措置はむずかしいことになるでしょう。しかも、悪徳業者の手にある間はまだしも、これが暴利をむさぼつてすぐ一般の人に売りつけられてしまふ。買った人はそういう事態は知らないわけですね。合法的にできたものと思つてそれを買い取つてしまふ。ところが、それを何も知らないという理由で、取りこわされるということとは実際問題としてはないわけですね。実際建ててしまふ、むげにこれはこわすことはできない。みすみすこれは法を犯した住宅であつても、なかなかもつてこれは容易でない。こういうことを考えると、一つこれは緊急に手を打つていただかないと、これは下高井戸のことを一つ具体的に申し上げたのですが、それと大同小異の所は都下周辺にひんばんに横行しておるわけです。これはただ単に東京だけではなく、そういうのです。ほかの大都市にもそういう類似のことがあろうと思ひます。これは当面建設大臣の責任において、これは即刻抜本的な手を打つてしかるべきだと思ひます。が、こういうことに対する大臣の御決意のほどを伺つておきたいと思ひます。

は、これは建設大臣の選考にかかったのではないかと思ひますが、大体委員の選任については、おそろしくいろいろ専門家やら、あるいは学識経験者やら、ないしはその他の条件を具備しておる方が選ばれておると思ひのであります。選考について一つお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 首都圏整備委員会、これは行政委員会になっておりますが、この委員を任命いたしますのは、建設大臣とは全然関係がございませぬ。内閣総理大臣から首都圏整備法によって任命されておることになります。現在は建設大臣が整備委員長を兼務いたしまして、そのほかに常勤の委員が二名、非常勤の委員が二名、四名おります。

委員長として補佐しておる形である、こゝろ思ひます。

○横川正市君 ところで、あなたが委員長であるその整備委員会の運営についてなのでありますが、一つは、首都圏整備委員会それ自体の業績といひますか、あるいはその仕事をある程度遂行しても、マンモスの首都圏の激増ぶりに対処できないというのですか。そういうことから最近改編の声も上がつておるようでありまして、運営について、委員長を建設大臣兼任でありますから、この際どうされているか、今まで運営されてきた経過と、それから、これからの所信といひますか、そういう点をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 首都圏整備法ができて、委員会が具体的に動き出しておりますのは、ここ三、四年でありますから、今までの段階は、いろいろ基礎的な調査を行ない、また、立案をする段階でございまして、一方、ある程度衛星都市の建設等につきましては、実行段階に入つておるわけでございますが、現在のところ、首都圏整備委員会としましては、首都圏整備に関する諸般の問題を立案いたしまして、実行は、ものによりましては東京都、あるいは衛星都市の建設につきましては所在の市町村、あるいは道路につきましては建設省、それぞれの任務として持つておりますところが実施機関として実施をいたしておるのでございます。そこで、最近問題といひますか、検討をいたしておるものは、東京都の既成市街地とか、あるいは川崎市、横浜市等の既成市街地、こういう区域につきましては、首都圏整備委員会が高い角度から検討をいたしまして、

で、それぞれの都市におろしますと、大体自分がやるようには参りませんにしても、大体協議をいたしまして立案をいたしますから、立案されたものが実行に移つていくわけでございますが、衛星都市の建設ということになりますと、これはどうしても首都圏整備委員会が衛星都市の建設を立案をして、その都市を仕立て、また、育て上げるまでの仕事のみならず、育て上げるにしないことには、これはなかなか衛星都市が完成できないのではないかと。ロンドン周辺のニュー・タウンにいたしましても、今日まで労働党内閣のときから着手をされて十五年経過をいたしております。私も、最近首都圏整備委員会が指定をいたしました衛星都市の現況を、二現地を視察いたしました感じが、これは、そんなに急いで、これはやはり完成までに十年かかると思ひますが、ことに相模原等の、もうやや相当の程度まで、五十、六十の工場が誘致できまして建設をし、作業をしておる現状を見まして、これに関連をしますところの衛星都市としての諸般の施設を整備いたしますのに、相模原市なら相模原市という、力の弱い市にだけたよつていたのでは、とてもその関連施設といふものの完備はなかなかできません。そこで、首都圏整備委員会がそういうものを育て上げる実力を持つ必要があるのではないかと、どうしてもそういうふうな必要があるといふような角度で、どうすればそれはよろしいかといふようなことを、私が就任以来、実は具体的な検討に入つておる段階でございます。何とかできますするならば、この衛星都市の建設といふものが、既成

市街地にある工場なり人口なりがそちらに吸いついていくようにし、あるいは過度の集中をしていくものをそこでせきとめるような効果を上げていく、その効果をできるだけ早く上げようとするのは、今の仕組みでなしに、特に衛星都市建設についての実力を持った首都圏整備委員会になる必要がある、かような角度で実は具体案を練っておる段階でございます。

○横川正市君 かりに、今、大臣の言われたような問題は、実は後刻質問したいと思うわけですが、きょうは一点だけお伺いしておきたいと思うのであります。この委員長が委員会を主宰し運営している場合、この委員の中で、事実上その整備にかかる仕事と関係をするとか、あるいはそのことによつて便宜を与えるとか、ないしは地域その他で問題が起こったときにそれを利用して何かというように、委員長として、その委員については適格だと思ひますか、不適格だと思ひますか、この点だけ一つ聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 率直にお答えしますが、もし、かりにそういうような人がある、事実があったとすれば、それはまさに不適格であると思ひます。

○横川正市君 自後の質問は次回にします。実は、きょうは今審議すると思ひなかつたので、準備しておりました。次回に質問したいと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) 速記とめて。【速記中止】

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、残余の質疑は次回に譲ります。午後二時再開することとし、これにて暫時休憩いたします。午後二時二十分休憩

午後二時四十一分開会
○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、西村防衛庁長官、加藤官房長、海軍防衛局長、小幡教育局長、小野人事局長、木村経理局長、塚本整備局長並びに丸山調達庁長官でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○田畑金光君 長官にお尋ねします。が、新聞で拝見しますと、政府の第二次防衛力整備計画はあすの国会議院談話会に提案されるというように聞いておるわけでございます。また、内容についてもしばしば新聞等で報道されて、大よそそうであろうというところは推測できるわけですが、けさの朝日新聞初め、各新聞を見ますと、自民党国防部会、防衛体制確立についての基本方針をきめて、これがやがて党のそれぞれの機関を通じて政府に反映させる、こういうふうになるようです。政府の案を見ますと、比較的低姿勢だといふ見方もないでもないと思いますが、与党の内容を見ますと、本格的に防衛体制を確立する、こういう思想的な、あ

るいは政治的なと申しますか、背景が貫かれておる、こう見るわけですが、たとえば国民所得と防衛費用の問題を見ましても、今政府案として、あるいは防衛庁の案として議論されておる内容については、昭和四十一年に国民所得の一・六、与党の案によりすれば二・〇前後を確保する、政府の案はなまぬるい、こういう立場に立つて与党の案ができておるようです。これはある意味からいって、防衛庁をうしろから押す、また、別の角度から見れば、防衛体制そのものについて、非常にこれは与党側の積極的な立場といふものが浮き彫りにされておるやうに見受けるわけですが、そこで、私が長官にお尋ねしたいのは、今議論され、明日閣議会で議論されようとしておる第二次防衛計画というものは、今まで二年間にわたつて作業されてきた政府案の方針でいられるのか、それとも、与党の国防部会が中心に作業された与党の案を取り入れて計画の練り直しを進められるのかどうか、これを一つ承りたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 御存じの通り、防衛庁といたしましては、ことしの一月にすみやかに防衛庁の案を決定して、国会議院談話会として統一的に慎重審議する。これは池田訪米に直接持つていくのかという御質問もあり、また、それに対しては、われわれは率直に、これは何も総理がアメリカへかついて行つてどうということとは考えておりません。ただ、おそらく総理大臣が一国を代表して、いろいろな広い立場から対米折衝をされますれば、私は、やはり一つの日本の防衛力は将来どうなるであらうかという、広い意

味の国の安全の意味においての視野において、一つのベースにはなり得る、こういう点では多少の、あるいはその意味においての参考になる、こういう考え方で、私は、できるだけ将来に禍根を残さないような意味で部内でも検討をいたしておりますが、まだ防衛庁として正式の決定はいたしていません。けれども、防衛庁の試案程度というものを明日国会議院談話会で御説明したい。これは率直に申しますが、二・〇から後退をいたしました二・〇から一・五の間の線という構想でございまして、この間御説明申し上げましたように、陸において体質改善を投入して参る、あるいは海においても代艦建造をする、古船にかわる艦艇を建造するといふことに中心を置く、あるいは空におきましても、やはり出て参りますロッキードその他を整備しつつ、かつ、防空組織を整備して参る、こういうふうな案でございます。そこで、明日の国会議院談話会におきまして私の方として御説明するのは、防衛庁が一応こういうふうな案を考へつつあるということでございます。なぜそれでは防衛庁で正式の決定として持ち込まぬかという、私は、正式に決定をする前に、やはり関係の政治のレベルの段階のいろいろなお考えもあろうから、それを織り込んで、私は自分としての最終意思は決定したいと思ひております。ただ、もちろん防衛庁がものを言います以上、ことに関係各省の閣僚、あるいは総理との意見交換をする場合におきまして、ただいかけんなと申しては失礼であります。一

つの私が構想だけを持つていくのでなく、それにはやはり財政的、あるいは全体の所得増進というふうなことを考へつついきますから、当然それは事務的にも、ある程度大蔵その他とも折衝をはかりつつあります。そういう意味で、比較的確と申しますか、かたい案ではございます。しかし、また同時に、私も党に所属いたしております。総理大臣も党に所属いたしております。また、党は党で、現段階、あるいはこれから五カ年における防衛構想、また、それに必要なところの防衛的な基盤、防衛力の整備、こういうものを昨日党として、党の国防部会で御決定になつた。それを私も拝見いたしており、また、本朝新聞でも出ておるわけでありまして、これも一つの自民党を背景とした政府としての一つの参案案として、あるいは、ある場合には最終決定の段階においてその趣旨を織り込みつつ、こういうことになるのではないかと。一にかかつて、これは明日直ちにまだおそろく私は決定とか、方針がびしゃつときまる段階まではいかなと思ひます。まだ幾らか検討を加えていかなければならぬ、いわゆる慎重審議をしなければならぬという、ことであるから、私どもの一つの大体考へつつあります試案と、それから党の方の意思と、各方面から織りまざらして最終の政治判断を下してもらいたい、こういうふうにお考えである次第であります。

○田畑金光君 率直に御答弁を願ひなれば、明日の、防衛庁が作業をされて出される第二次整備計画というものは一応の案であつて、今後の検討の過程においては、与党の国防部会で作りま

したこの基本方針の内容等についても採用することはあり得る、こういう御答弁だと思いますが、その点明確に一つ。

○国務大臣(西村直己君) 私は、国防の責任者といましては、国民所得増進計画を阻害しない、あるいは国防会議等で決定いたしましたのが、国情に依拠してという、民生安定等大事にするという方針の中で、自民党内の国防部会等がいろいろな観点から取り上げています、特に防衛力整備の分でございますが、あれは取り入れられるものがある、それは取り入れられたいではないかと思いますが、しかし、これは単に防衛庁長官、あるいは防衛庁だけの問題ではありませんが、政府全体の問題でございますから、党の意見も参考にしんしゃくをしていきたい。その意味で、私の立場におきましては、防衛庁の試案として大体決定しつつある案を中心に私の方は御説明をしていく、こういう格好になろうと思ひます。

それから、なお、党の方の御発表になりましたものには、単に防衛力整備だけではございませんで、それ以外の防衛基盤全般の問題がございします。安全保障会議という構想、あるいは国防省昇格、あるいは民防衛、各般の問題がございまして、これらは直ちに明日の国防会議懇談会の議題というよりは、今後国防会議懇談会等において、これをどう扱うべきかの一つのアイテム、問題になつていくと、こういうふうに私は考えておるのであります。

○田畑金光君 新聞で拝見しますと、池田総理も、与党の方の防衛基本方針に善処したい旨を約束された、こういうふう

うふう書いてありますが、今の答弁をお聞きいたしましたも、相当程度今後の防衛庁の第二次防衛計画の中に与党の方針が取り入れられるであろうというところをわれわれは推察するわけですが、政府の今日まで計画されて参ります内容、今回の与党の出して参ります内容というものは、単に防衛力の量をより大きくするというだけであつて、防衛体制そのもの、すなわち、質的な面から見て、私は、この与党の方針というものは、相当新しい角度からの構想が入つておる、このように見えるわけですが、この点は長官としてどのようにお考えになられるか。

○国務大臣(西村直己君) 私の方は、さしあたりの問題は、御存じの通り、当面の国防会議懇談会、あるいはやがて国防会議等で決定ができればいい、いろいろ問題は、防衛力の整備でございます。ただ、防衛力整備と申ししましても、その基盤となるべき各種の問題はあることはあるのでございますが、それはやがて順次、順を追ひましてやつて参らなければなりません。言いかえれば、国防会議懇談会等、しかし、それらにはまた立法事項等も当然加わつてくるだらうと思ひます。これらはやはり今後私どもは党の意思も尊重しつつ、同時に、政府全体として考へていかなければならぬ、こういうふう

に考へておるのであります。

○田畑金光君 今後の立法措置その他各般の問題については、後ほど若干お尋ねしたいと思つておりますが、今防衛庁で明日の懇談会に出される第二次計画の案、これと与党の国防部会が出されたおりに、この二つを比べまして、たときに、その他の問題点については

あとで触れることにして、防衛力そのものの増強という点においてどの程度、あるいはまた陸、海、空それぞれについて、どういふ点に大きな差異があるのか、これを簡潔でつけようですが、御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(西村直己君) ただいま私どもの方で試案程度に説明をいたそうというこれは、また防衛庁としては最終決定してございせんから、今後多少変わるかもしれません、一応試案程度で考へておきますのは、陸上におきまして十八万の勢力を今後五年の間に充実に参りたい、その意味においての編成でございます。これは党の方の国防部会でお考へになったのと大差はないと思つております。問題は、そのうちに、たしか党で一応考へられておられますのは、兵力量ではなくて、兵力量以外の、さらに多少そこに誘導部隊でございますか、こういうようなものが少しわれわれの考へより数が多いと思ひます。それから海上におきましては、大体十四万トン前後というものを、われわれ財政当局とも、代艦建造その他考へてきておりますが、それに対して十八万トンという、一応将来考へられる五年の姿ではないかと考へております。それから航空兵力等におきましても、私どもの方が千百機ぐらゐでございますが、それに対して千二百機ぐらゐの航空兵力の数をやつておられると思ひます。それから、これらを計算して参りますと、私らの方が一・五倍から二倍、時と場合によれば一・七倍になり、あるいは一・六四倍になる等の財政上のとり方がございします。あるいは財政当局としては

もつと低いところを一応主張されるかもしれませんが、この防衛体制の確立についての御意見によりまして、二割というものを一様に考へられておるようには、おおむね二割程度。そうしますと、十八兆の国民所得ということに四十一年度なるとすると、三千六百億円というものが最終年度の一応予算というわけになるのであります。私らの方で申しますと、三千億を切る予算、そういうものが防衛力整備構想についても出てくるわけでありまして、それから、これは私から御理解をいただく意味で率直に申し上げておきますが、防衛力整備計画は予算要求ではございせんから、予算要求ではございせんから、この防衛力の兵力量といふますかを五年後にどの辺に目標を置くかという計画でございます。予算要求は、その年度々々、その中で単年度要求をして査定を受けていく、こういう仕組みになるだらう、こういうふうに思ひます。

ものが低く、これにはいろいろな構想が出て参ると思つてございします。日米安全保障体制のもとにおきまして、率直に申せば局地戦の姿、局地戦が何力所で起こるか、いろいろの形がありまますから、どこまでやつたらいいとか、どこまでは小さくてもいいとかという、絶対的な基本といふものは私は立たないと思ひます。いわんや防衛といふものは、単に防衛力だけ、あるいは自衛隊だけがやるというのではございせん。国を守るには、国民の全体、あるいは相当数の意欲のもとに、自分たちの国土を守るのだという意欲が基本にならなければいかぬと思ひます。あるいは後方におけるいろいろな、法律上なくとも、気持の上での自衛体制が確立しなければ国が守れぬことは、これは私から申すまでもなく、田畑さん御存じの通りであります。そこで、前提になる構想をどういふふうな形でとらえるか、これはいろいろ議論があるし、また、意見も聞くのであります。一応常識的に考へてくるという、一つのこゝろを考へ方も出ます。ですから、率直に申しますと、何もこれは防衛庁からお願いしたものではないと思ひます。しかし、私としては、これは、私も党の人間でございしますから、平素個人としてはいろいろお話し合いをする場合もありまます。また、国会論議その他を通じて、国防部会担当の各位も御熱心に研究されておられますので、そこで、一つ国防部会の政治感

触として、こういうふうな案をもつて一つ政府に対して方向を与えてみようと思ひます。また、かたわら、結果的に

○国務大臣(西村直己君) この防衛力整備の目標でございますが、財政計画そのものを五年間にわたつてびしやつときめるものではございせんから、防衛力の整備に対して目標を大体立てる。それには、前提として防衛構想と申しますか、どういふ構想でこういう

ものが低く、これにはいろいろな構想が出て参ると思つてございします。日米安全保障体制のもとにおきまして、率直に申せば局地戦の姿、局地戦が何力所で起こるか、いろいろの形がありまますから、どこまでやつたらいいとか、どこまでは小さくてもいいとかという、絶対的な基本といふものは私は立たないと思ひます。いわんや防衛といふものは、単に防衛力だけ、あるいは自衛隊だけがやるというのではございせん。国を守るには、国民の全体、あるいは相当数の意欲のもとに、自分たちの国土を守るのだという意欲が基本にならなければいかぬと思ひます。あるいは後方におけるいろいろな、法律上なくとも、気持の上での自衛体制が確立しなければ国が守れぬことは、これは私から申すまでもなく、田畑さん御存じの通りであります。そこで、前提になる構想をどういふふうな形でとらえるか、これはいろいろ議論があるし、また、意見も聞くのであります。一応常識的に考へてくるという、一つのこゝろを考へ方も出ます。ですから、率直に申しますと、何もこれは防衛庁からお願いしたものではないと思ひます。しかし、私としては、これは、私も党の人間でございしますから、平素個人としてはいろいろお話し合いをする場合もありまます。また、国会論議その他を通じて、国防部会担当の各位も御熱心に研究されておられますので、そこで、一つ国防部会の政治感

触として、こういうふうな案をもつて一つ政府に対して方向を与えてみようと思ひます。また、かたわら、結果的に

○国務大臣(西村直己君) この防衛力整備の目標でございますが、財政計画そのものを五年間にわたつてびしやつときめるものではございせんから、防衛力の整備に対して目標を大体立てる。それには、前提として防衛構想と申しますか、どういふ構想でこういう

には防衛庁の、こういうふうにあつたらどうだろうかという、党としては政党政治の時代でございますから、当然そういう一つの意思を表明されることは、われわれ行政当局にある者といましては、その意思も十分尊重はしたいかなければならぬと思ふのであります。

○田畑金光君 先ほど長官の御答弁の中で、この与党の基本方針の中には、今後の立法措置によってだんだん実行

に移す問題があるというお話でございましたが、その中で防衛基盤の確立、これを取り上げておるわけです。そうして、その防衛基盤の確立の第一の問題として、国民の防衛意識の高揚ということを取り上げておるわけです。国民の防衛意識を高めることは、ある意味では防衛力の整備よりもさらに重要な問題であるにかかわらず、政策上は放置されたままになってきておる。私きのう初めてこの「国防」という雑誌をもらいまして、この四月号に、海原防衛局長が毎日新聞の田畑正美氏と対談しておりまして、その中で、防衛という観念について、意識についてお話になっておられますが、私これはただ防衛局長のお話としては非常に傾聴に値する内容だと、こう思つて私はこれを読んだわけですが、そこで長官にお尋ねしたいことは、確かに今日防衛というところ、何かしらぬタブード、治安というところ、こういう意識がないでもないと思うのです。従つて、また、この防衛観念という問題になってきますと、これは国民の中には、憲法との関係で防衛という問題自体を考察し、あるいは研究するという点において消極的であつたり、あるいは無関心で

あつたり、確かにこれは海原防衛局長の指摘されておる通りであると考えておるわけです。そこで、私は、国民に防衛意識をどのような正常な姿において高揚し、あるいは持たせるかというところが、非常にこれは重要な問題であろうと考えておるわけで、ただ、しかし、それは抽象的な言葉で、国民の防衛意識を高揚するのだということだけでは済まされない、こう思うのです。

そこで、私実は昭和二十九年のこれは十一月、当時の自由党の憲法調査会が発表されました日本国憲法改正要綱案、これを見ますと、国の安全と防衛、こういうことで、今後の憲法改正の重要な一つの指標として、国の安全と防衛という一章を憲法の中に挿入し

なければならぬ、こういうことを言われておるわけです。私は、やはり祖国の防衛とか、あるいは国民の防衛義務、義務意識、こういう問題は憲法と離れては考えられないのではなからうか、こういう感じを強く持つわけです。統帥権の問題とか、あるいは宣戦、講和の布告の問題であるとか、あるいは戒嚴令のような非常事態の宣言の問題であるとか、こういう問題が、やはり私は与党のこの国防基本方針の構想の中には、当然そういう問題等も含めて考えなければならなくなってきたやせぬだらうか、こういうような感じを持っておるわけです。

今さら申し上げるまでもなく、各国の憲法を見ましても、祖国防衛の義務というものを明確にうたつておる、あるいはまた志願兵、あるいは兵役の義務について規定しておる憲法もありましょうし、ソ連の憲法等を見まして

も、祖国防衛の義務と兵役の義務とをわけて規定されていることは、これは周知の事実であるわけです。そこで、私お伺いしたいのは、国民の防衛意識の問題ということは、これはそのような基本的な問題にも触れてこなければ、正しいと申しますか、意識の高揚ということとは、これはなかなか言うべくして実現は不可能だと、こういうことを見るわけで、そこで、長官といたしまして、私は、むしろこれは与党の国防基本方針は総理に質問したいのが本来でございますけれども、この際、長官として、この防衛意識の高揚ということについてどのようにお考えになつておられるか、私が今触れたような点等についてどのようにお考えになられるか、承りたいと思います。

○國務大臣(西村直道己君) 非常に大事な御意見を伺つたわけでありまして、私も基本において、御意見と申し上げますか、お考えに賛成しておるのであります。もちろんわが国の憲法は一つの特徴を持つておることは十分存じております。ただ、世界一般といつたしまして、祖國を守る觀念、あるいはその守る軍に対する指揮權のはつきりした明確化、こういうようなものは、各國の普通の状態においてはあり得るが、日本の憲法は、それは表面的にはあまりはつきり出ておらない。といつて、それで、私は憲法に書いてないからといつて、私は、國を守るという法律上の義務は別といたしましても、道徳上の一つの信念と申しますか、考え方というもの、民族の中に当然あると私は考へておるのであります。ただ、その守り方の問題がいろいろ意見が出て參るだらう、自分の國を守らなうといつ

いう国民はだれ一人ないのじゃないか、ただ、守り方の問題が一つあるかと思ひます。それから、かりに自衛力というものがありまして、これを軍と表現するか隊と表現するかにしまして、これはある程度守る以上は、それに対して抵抗力を持つ、この性格というものは万国共通のものだと私は考えておきます。ですから、自衛隊を軍と云えば軍と言えないことはない、軍隊的性格を持っているし、現実には軍隊的ないろいろな訓練をやっているわけですから。ただ問題は、従つて、過去の軍隊がよかつた悪かつたは、むしろ軍の本質よりも、軍の運用にあつた、そこに一つの大きな問題がある。戦争に負けまして、軍の運用が、憲法上その他の関係もあり、その後における政治情勢

もあつて、運用が、國民に對して非常な絶望というか、悲惨というか、そういう状態へ陥られた。そこで、國民全体が、國を守る防衛そのものも悪いのだというふうな、ちよつと間違ひを起こしやすい状態に今日入つたのが、漸次世の中が落ちついてくると國の守りと、守りを運用する体制とは別個だということがわかつていただければ、だんだんに私は防衛意識は高揚して參ると思ひます。防衛することと、防衛する方法論と申しますが、運用と申しますが、そういうものに誤解があれば、あるいは過去の悪い印象が強く残つておるが、それを漸次時代がたつに從つて、むしろ新しい一つの型でいこうじゃないか。現在の自衛隊の運用については、新しいシヴィリアン・コントロールの道を開いて、国家最高機関、つまり国会を通じて、國民によつてコントロールする自衛力、言

いかえれば、軍隊の機能を果たして、
こう、こういう点から、私は、なるほど憲法上の非常事態における制約もございます。しかし、その前にも、われわれとしては今与えられたる状況の中において十分打開し得る道はあるのじゃないかと、こう思うのであります。もちろん憲法を改正するやいふやの問題は大きな政治論でございます。また、これは国論というものの、国民の考え方というものを十分土台にしなければならぬのでございまして、軽々に私どもがこれを直ちにどうするといふふうに、この国会を通して割り切るべき問題ではないかと思うのであります。

それはさておきまして、その前提となつておる自分の国を守るといふ道義

的な信念、あるいは道義的な考え方、それをどう運用するか、こういうようなことから考えてみますと、運用上においていろいろな要素を考えて、まあまあと国民が納得をして、漸次それを高めて参るようになれわれも努力をいたします。従つて、私としては、自衛隊はできるだけ国民にわかつていただく、また、同時に、親しんでいただく、同時に、技術訓練はしっかりやつて、最後にシヴィリアン・コントロールはしっかり立てる、私はこの四つの基本方針で、今日自衛隊について微力ながら努力いたして参つておるのであります。

○田畑金光君 憲法に対する態度、あるいは第九条の解釈については、皆さんと私たちの立場というものは相当異なつたものがあるわけで、私の先ほど質問として申し上げたことは、今政府として、防衛庁として立てられておる

第二次整備計画の精神、あるいは基本的な精神、ことに自民党の、与党の立てられた国防基本方針、こういう思想を發展するならば、私は、防衛意識の問題は、憲法の問題に触れない限り、なかなかこれは困難ではなからうかと私としては見るわけです。長官は、軍の運用いかによってと、こうお話になるわけですが、それ以降の見解というものは抽象的な意見の表明にすぎないので、これ以上私は触れませんが。

安全保障体制の確立、こういうことを述べておられますが、現在国防会議というものがあられるわけですが、重要な国防の基本方針、防衛計画の大綱、あるいは防衛産業等についての問題等、重要な国防に関する基本的な問題は、国防会議において取り上げられておるわけですが、安全保障体制の確立という点については、安全保障体制の確立は米国の国家安全保障会議等の構想を持ってきたのかどうかは存じませんが、長官としても、こういうような構想にだんだん法律改正等を通じて、整備して参りたいという先ほどの御答弁でございましたが、これはどういふような機構を考へられ、国防会議などのように、機構において、あるいは運営において、あるいは権限等において異なったものが予定されておるのか、こういう点について長官の御見解を承りたいと思います。

○国務大臣(西村直己君) 実は、これは私からお答をするのが非常に困難な面もございます。本日、この理事をやつていらっしゃる小幡氏が国防部長でありまして、この方々を中心に党の方でいろいろ構想を練られ、きわめて

抽象的に国家安全保障会議、必ずしもこれは日米安保体制だけではなく、そういうような意味にもとれないのでありまして、この内容については、私も十分に党から説明を聞いておるのではありません。ただ、国防会議との関係がどうなるか、どうも私もこれはこれらの方で御研究になっておられるか、あるいはいかに段階において十分連絡はとって参りたい、こういうふうに考えております。

○田畑金光君 まあそれは小幡理事にでも聞かなければわからぬとおっしゃればそれまでですから、時間の関係もあるで触れませんが、そこで、防衛法の制定についても先ほど長官は触れられておるわけです。現在軍機保護法というものはございせんが、ただMSA協定に伴う秘密保護法、これが軍の秘密を保護する唯一の立法ではないかと、こう考えるわけです。この法律自体も、この防衛機密とは何かという点になつて参りますと、MSA協定に基づくアメリカから供与された兵器等の秘密を保護する、こういうようなことでありまして、今後さらに新しい兵器の開発、あるいはまたアメリカの方から高度のミサイル兵器等の導入、こういうことになつて参りますならば、われわれといたしましては、やがて軍機保護法、あるいは新しい防衛に關する秘密を保護する法律が登場してくるのではなからうか、こういうような予測をしておりまして、まあ政府与党の案の中には、すでにこれは出てきたわけです。この点について長官から、今のMSA協定に基づく秘密保護法では今後の防衛体制に対応することはできないかどうか、できないとすれば

ばどういふ点に問題があるのか、これを一つ明確にお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) おそらく世界いかなる国でも、国家機密を保持する法律のない国はないと思ふのであります。日本は今日それを持つておりません。わずかに対米から供与を受ける武器の技術的部分について、MSA協定に基づく秘密保護の法律を国会で御審議願ひ、成立をして居る状況であります。この点は世界各国から比べますと、非常に異様な点ではございせん。しかし、その一面、こういうようなかかる種類の法律というものは戦前において多少乱用され、あるいは人によつては、ひどい乱用をされるということによつて人権を侵害したという悪い面も残つております。また、今日の憲法は、できるだけ人権の尊重、個人の人格の尊重を中心として立てられたものでもあります。そこらも十分に尊重しながら、政府としてはこれらの問題を重要に扱つていかなければならぬ。いわんや、かりにこういうようなもの立法化をはかりますと、国民にとつても、こつちのものの必要性をよく御認識いただきつづつていかなければ、いたずらに摩擦を起す。ただ、防衛庁長官といたしましては、やはり世界共通の常識的な考え方から、何でもかんでも軍事に關しては全部あけつぱなしにしていくということとは、これは国土の守りにやはり支障を来たすというところは、これは常識的にだれしもが納得し得るのじやないか、こういうふうには思ふのでありまして、国土の守り、少なくとも自衛隊、あるいは自衛

隊的な、軍隊的な運用をいたしますのに、その編成であらうが一切の装備であらうが、機密はないのだ、あけつぱら、こういうような形で、はたして防衛の基本というものは固まるかどうか、こういうところには私は多大な疑問を持つて居るのであります。ただ、こういうことを実行いたしますには、ただ私は力を持ち、ただいたずらに多数だから国会にお願いしてやろうということではございせん。十分に国民とともにこの趣旨を理解しつづつ、必要あることを漸次御理解いただいた上でやつていかなければならぬ。私はこの意味で、この防衛法の制定という立場の御意見を承つておる次第であります。また、理解をして居る次第であります。その取り扱いにつきましても、今私が申し上げましたような気持の上に今後考へて参りたい、こういうわけでありまして。

○田畑金光君 それは、やがて防衛法というふうな法律案を出そうというお考えなのかどうか、率直にそこを聞かしてもらいたいと思ふのです。

○国務大臣(西村直己君) ただいま総理大臣は、この国会を通じまして、秘密保護法を作るつもりはありせんという御答弁を申し上げておるわけでありまして。私も、この国会、あるいは直ちにこれを作るという意思はございせん。しかしながら、漸次国民の御理解のもとに、やはり最小限度の国家機密なり軍事上の機密というものを保持するためには、法的な規制も必要でないかと私は考へておりますが、これは将来に向かつて私どもとしては研究し、できればやはり将来は必要である

と、こういうふうに御答弁申し上げたいと思ひます。

○委員長退席、理事村山道雄君着席

○田畑金光君 冒頭申し上げたように、今、日本の法体系の中には、MSA協定に基づく秘密保護法だけがあるわけですが、これによつては軍事上の機密は現在守られて居るのか守られていないのか。今、長官のお話のように、この国会では出さなかつたけれども、行く行くはやはり国やあるいは防衛機密の保護については新しい法律を考へなくちゃならぬ、こういうことなのかどうか。ただ、国民として心配することとは、不安を持つことは、防衛という問題にすら、先ほど私が申しましたように、なかなかなじんでいない国民が相当あるわけです。ことに、また防衛などという言葉を聞きますと、まだまだあの戦争の暗い悲惨な経験というものが、国民の多くの人の頭に刻みつけられておるわけです。戦争中あるいは戦争前、昭和十二年のあの軍機保護法が制定され、昭和十四年にはこれが軍用資源秘密保護法に発展し、昭和十六年には国防保安法、こういうことであの暗黒な世相というものを作つた苦い経験を持つ国民の気持からすると、防衛法などという言葉自体に非常な恐怖をこれは感ずるわけで、この点について長官のお話では、まあだんだん国民が理解し、納得しながらこういう問題については取り組んで参りたい、こういう御答弁でございまして、答弁自体としては理解できますけれども、じゃ、具体的に現在の軍事情勢のもとにおいては、今ただ一つあるMSA秘密保護法ではやつていけないんだ、こ

と、こういうふうに御答弁申し上げたいと思ひます。

と、こういうふうに御答弁申し上げたいと思ひます。

ういう前提に立つておられるのかどう
か、これを明確に承つておきたいと思
うのです。

○国務大臣(西村直己君) もちろん、
これは何を国家機密、何を軍事、そう
いう言葉がいいか悪いかわかりません
が、防衛機密として考えるかという
考え方の問題でございます。なくて
も、一応現在国防の努力はいたし
ております。しかし、あつた方がベ
ターだと個々に感ずる場合もあるの
であります。しかし、私は根本におい
て、さつき申し上げましたように、す
べて自衛隊であらうが国の守りであ
らうが、やはり基本は国民とともに
う基盤をくずすようなことをしてま
で急いでやってもいけないんじゃない
か、そこところは将来の研究の課題
にして参りたい、こういうふうに考
えておる次第であります。現在それ
じゃ、なければならぬと済むのかとい
う切のわけにも私はいかぬと思ひま
す。いつて、それじゃなければできな
いのか、それも私は言い切れぬと思
ひます。やはり、かりに自衛隊そのも
のが理解されないような状態で、いか
に防衛法を私どもが御承認をいただ
いても、国民から遊離した自衛隊であ
つてはいけません。で、もちろんこれ
は安全保障体制のもとにおいても、共
同動作をとるような場合において、で
きれば相手方は、もっと早く防衛法
等を制定してもらへば、もっとと機
密にお互いが話し合ひできるじゃな
いかという場合があり得るかもしれ
ません。しかし、一方において、私は、
国民とともに防衛はやつていくんだ
というところから、ある程度われわれ
は不自由と申しては言葉が悪いけれ
ませんが、や

はりその制約下に立つて防衛努力は
し参りたい、こういうこと以外に今の
ところ道はないと思ひます。

○田畑金光君 この国会では出さな
い、次の国会以降については、要する
にまだわからぬ、あるいは次の国会に
出さなければならぬ、そういうような
準備を、作業を、あるいは検討を進
めよう、と、こういうふうなことで理
解しておいてよろしいですか。

○国務大臣(西村直己君) まだ私
どもの方は、次の国会に出すという
意味においての検討はいたしておりま
せん。ただ、こういつた国家機密、あ
るいは軍事的な機密は、何か将来に
向かつてやらなきゃならぬといつて、
不漸に研究はいたしておるのであり
ます。次の国会に出すというよりは、
今このところ私どもは政治全般の問
題として、もちろんこれには政府全
体、あるいは政党内閣と申しますか、
政治全体の中で判断すべきことだ
と思ひます。私自身は、まだその
判断は下してないものであります。

○田畑金光君 防衛庁のどこでこ
ういふような問題は検討され、研究
されておられるんですか。

○政府委員(海原治君) 今、田畑
先生のお尋ねの、秘密関係の法案と
いうようなことに關する事務につ
きましては、防衛局に第二課という
のがござります。この第二課が保安
に關する事務を分担いたしております
ので、そこで取りまとめをしようと、
こういうことに相ならうかと思ひま
す。

○田畑金光君 私は、今度は少し
角度を変えて、韓国のクーデター
の問題について、特に私は軍事的な
観点から伺つてみたいと思ひます
が、とにかく

くあいう形でクーデター、軍事革命
が起きたわけですね。起きるには起
くる諸条件があつたこともあれば見
ざるを得ないわけですが、ただ、言
へば、これは、あのクーデターが軍
部を中心とする、しかも、佐官級を
中心とする、中堅クラスが蜂起した
、こういう問題です。ことに、言
うまでもなく、東南アジアの国々、
新興独立諸国をながめて見ますと、
まだ民主主義の未熟なところ、未
成熟なところ、十分には国民の中
に根を張つていない諸国に於いて
は、ともすればあいう事例が起き
るわけですね。パキスタンのアユ
ブ・カーンによるクーデターを見
ても、そうでありまして、今日のタイ
国内閣を見ても、そうでありまして
、ビルマも、つい一年前まではそ
うであつた、トルコがまたクーデ
ターをやつて、もう一年になります
が、まあいろいろこのういふ地域に
おいては、軍部を中心とする革命と
申しますか、が起きておるわけ
ですね。そこで、私は、先ほど長官
の御答弁の中にも、シヴァリアン
・コントロール、正しい軍の運営を
正し、正しい防衛意識を作るんだと
いう、そのことには同意感ござい
ますが、とにかく最近の傾向は、各
地において軍部を中心とするクー
デターが起きておる、この点でござ
います。これはまあ先般横川委員か
ら質問がございましたが、韓国の軍
事組織というものは、あるいは政治
と軍事との關係について、長官か
ら説明がございましたが、私、もう
一度韓国の軍事組織、政治と軍事
とはどういふ形になつておるのか
、憲法あるいは法律關係がどう運
営されておるのか、これをもう一度
簡単に承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 私から
足りない点、あるいは多少思い違
ひをして、政府委員からさらに詳細
に御説明申し上げていいたのであり
ますが、韓国も一応現在までの――
現在と申しますか、先般までは、防
衛部長でございまして、上に大統
領がございまして、それが指揮権
をとつておりました。ただ、日本
のようには、国会を通してのコン
トロールという姿はあまり出てい
ないかと思ひます。もう一つは、
日本の内閣に当たるような系統が
軍人である、それも占められてい
る、単にごくトップのレベルだけ
がシヴァリアンである、という点
が日本とはだいぶ違ふのじゃない
かと思ひます。いま一つは、韓国
は日本と違ひまして、国連軍の司令
官といふものがございまして、第一
軍は国連軍が直接司令官として握
つておる。第二軍は、国連軍の作
用の部分において、は作戦指揮を
受ける――オペレーティヴ・コン
トロールと申しますか、それ以外
の第二軍のことについては国内の
ことであるから、自分たち自体で
やつていく、こういうふうな日本
と違つた軍のあり方があると思ひ
ます。日本には、そういう国連軍
の司令官がオペレーティヴ・コン
トロールをやつておるといふ姿は
ございません。

それから第三番目には、御存じ
の通り、韓国の置かれた国内、国
際情勢が違つておる。国が南北に
二つに分かれておる。そうして、
激しい共産主義並びに反共の姿で
政治がゆすぶられておる。その
次に、国内事情としての経済的な
面もありまして、それから直接戦
争といふものによつておる、ある
いは休戦状態であるだけに、国防
費といふものがかなりかさんでお
る。一方、経済は、特殊な事情から
非常に困難をきわめておる。そう
してその間に、南北の統一のい
ろいろな動きもある。こういう
いろいろなことが重なつてあつた
に、韓国のないかと思ひます。韓
国のとくに民主主義的な方法によ
らないクーデター自体は、私ども
、他国のことではございまして、
批判は差し控へたいと思ひます
が、それ自体は私はいふものでは
ないかと思ひます。ですから、ま
だ、平和な姿に居ることを期待
するわけではあります。

○田畑金光君 今長官のお話に
ありますように、国防長官、大統
領の指揮下に軍隊はあるわけ
ですね。ただ、国会のコントロ
ールという点において、弱
い面がある、韓国は、一九五〇年
七月十五日の李承晩とマッカー
サー司令官の交換書簡によつて、
韓国軍の指揮権は国連軍司令官
が握つておる。また、実際の韓国
軍の運営は、ほとんど九割以上が
アメリカの援助に仰いでおる。し
かも、アメリカの軍事顧問団は、
多数韓国の軍隊の各要所々に配
置されておる。こういうことを見
ますと、それだけ国連軍司令官と
してのアメリカの指揮のもとに
あり、また、国内の法律上にお
いても大統領の指揮下にある。言
うなれば二重のコントロールのも
のがある、韓国軍の運営は、二重
のコントロールのものがある、韓
国の軍隊においてあつたような
クーデターが起きたといふことは、
われわれとしては解せない点が多
くあるわけですね。この点につ
いては、長官としてはいかに
よりに觀察されておられるか。こ
とに

私は、この国会において、師団の再編成とか、あるいは統幕會議の強化とか、いろいろな問題がござりますが、そのたびごとにシヴィリアン・コントロールということ、自衛隊の運営、管理等については心配はないのだという御説明であって、われわれはそれ自体を信じておるわけでござりまするが、しかし、朝鮮の例を見ても、その他の国々における例を見ても、この軍の運営、管理というものについては、非常な時に不安なきにしもあらずであります。長官としては、この隣国のできごとからどのような教訓を受けておられ、また、どういふ教訓を通じて、国内の防衛問題に対処されようとしておられるのか、承りたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 私は、常々着任いたしましたから深く考える最大の問題は、軍隊ないし軍隊的な、いわゆる率直に申しますれば刃物を持つておる集団であります。これに対してコントロールする、これが最大のいわゆる政治の仕事だと思ひます。従つて、そのコントロールする前提をいたしましては、まず政治の姿が不斷に正しくあるように努力しなければならぬと思ひます。これは政治と申しますれば、単に防衛の仕事だけではござりません。他の民生安定、あるいは経済発展等々がござります。と同時に、政治に関係する者自身が、民心を得ていかなければならぬわけでありまして、同時に、それではコントロールだけが自衛隊は考えておればよいかと申しますれば、逆に私は、われわれの自衛隊においては、育成されなければならぬ、整備されなければならぬ部分が多

分に私はあると思ひます。現実の私は防衛庁の責任者として、現着任して以来検討いたしますと、現在の首脳部の人たちというものは、制服の諸君におきまして、きわめて戦争中の実践経験のある人たちでありますけれども、採用されるときに非常に精選されたと思ひまして、全体に旧軍から来た人たちは謙虚である、ある場合には遠慮がちなところも私は思ひます。でありますから、今の自衛隊におきましては、私は育成いたしました。別にシヴィリアン・コントロールが曲がるということもござりません。ことに、政治が正常な姿であればあるだけ、そのコントロールはよくいけると思ひます。韓国は、不幸にいたしましたこの中心部に当たられる幹部の方々も、韓国の場合におきましては、きわめて年齢の若い、経験がそう日本の自衛隊ほど長い方ではないように私は新聞報道等でお聞きします。年齢層もお若い方が多いようござります。そういう点から私どもの方の自衛隊と比べますと、私どもの方の自衛隊は、この間も申し上げましたが、ああいうことがありまして、何ら影響はない、ただ自衛任務をまじめにやっておる、こう私は責任を持つて答弁を申し上げてゐるものであります。しかし、将来の問題を考へて参りました場合に、私は、日本の防衛という問題に対しては、国民がやはり正しい姿でこれを見守つていくといふ、あらゆる面からの努力が払われて参りませんといふと、あるいは内部に小さなかたまりができた、あるいは内部に政治批判の力が出てきたり、いずれの立場をとるにいたしまして

も、政治の批判というものが部隊内部に起こつて参り、そこに政治の姿勢が正しくない、あるいは政治そのものが乱れてゐるような場合におきましては、コントロールは乱れてくると思ひます。であります。私は、この自衛隊と申しますか、こういった軍隊的なコントロールは、制度上も大事でござりますと同時に、その中に立つべき人間、あるいは政治全体の姿が、不斷にこれに對して正しい姿で接していく、ことに、事、国防に關しましては、政治がえりを正すと言つて非常に激しい言葉でござりますけれども、まじりめな、真剣な気持ちでこれに接してコントロールをしていくべきじゃないかと思ひます。そうして、要は、自衛隊をできるだけ国民的な基盤に置くように、われわれ責任ある者はもちろんでござりますが、一般の方にもそういうふうな御理解を願うように努力すべきじゃないかと思ひます。

○田畑金光君 このアメリカの国防予算特別教書は、しばしばこの委員会でも取り上げられて、引例として用いられておりますが、このケネディの教書の中にあるシヴィリアン・コントロールの問題でござります。これは防衛庁内局の文官対制服の関係を形式的に意味しているだけでなく、もっと高次のものである、こう言われているわけですが、戦争の開始とか核兵器の使用、あるいは戦争の拡大と、政戦両略すべての問題について文官が権利を持ち、最終的には大統領が決定する。アメリカ軍は世界各国に駐留して、それだけに世界各地において戦争の可能性の地域において接触を保つておるわけです。

最近言われておるボラリス潜水艦は常時戦略展開をして、いつでも実戦の配備についておる、あるいはまた戦略爆撃機が常に空中で警戒措置の強化をはかつておる、こういうようなこと、出先において、まかり間違えばいつ火を吹くかもしれぬ、こういうような高度な政戦両略にわたるコントロールだ、こういうようなことを言われております。

〔理事村山道雄君退席、委員長着席〕

このことは日本の自衛隊にそのまま適用するといつても、これは適當でないかもしれませんが、そういうような面において、私は、やはり日本は日本なりに、政治の軍事に対する優先、このうり点は慎重な上にも慎重を期してもちわねばならぬ、こういう考えを持つておるわけです。ことに、先ほど質問いたしました政府与党の国防基本方針等に基づいて、さらに一段と軍事力の整備がなされていくならば、これはどうしても自衛隊の存在といふものが、社会的にも、国家的な榮譽の上においても、もつともつとこれは地位が高まつていく。そうなつていきますと、私は、やはり政治の軍事に対する優先といふものが必要になつてきやう、こう考へておるわけで、こゝから私が見ましたときに、後ほど触れますが、国民の代表である国会のコントロール、こゝういふことは一番大事な点であらうと見るわけで、そこで、たとへば自衛隊法の七十八条の治安出動の問題、これは衆議院の段階でもしばしば取り上げられておるようですが、この治安出動の問題等については、私は、やはり国会の規則ということ、国

会の規制というよりも、治安出動については、まず国会に諮つて總理大臣がきめるという七十六条と同じ取り扱いということが必要ではないだろうか、こゝういふように考へるわけですが、この点一つ長官の御意見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 少し余談を申し上げて失礼かもしれませんが、シヴィリアン・コントロールの問題は、今後とも、私がこの任にあつて、また、私が個人であつて、事、国防に多少責任を持った人間としては、真剣に今後検討していかなければならぬと思ひます。制度上の問題としても、今後まだいろいろわれわれは検討をしなければならぬ問題があると思ひます。それから、制度だけではない場合におきましては、制度を越えて、あるいは極端な場合には憲法を越えて武力が動き出すということも古今あるわけでありまして、問題は、あるいは制度以前の問題も多分にあらうと思ひます。それから、制度におきまして、たとえば私はかねてから、はたして今の防衛庁という形ではないのか、むしろ防衛省というよりなものにして、そして内局に、ほんとうに防衛をしつかり長い間権威を持つて、しかもお互いが畏敬し合ふような間柄でもつてシヴィリアン・コンの補佐をできるような人材養成を將來に向かつては考へていくべき時期に来ているのではないか。単に防衛庁が、人間が大きくなつた、予算が大きくなつた、そういうような面ではござりません。たとへば基地のような問題でも、はたして調

連片というところだけでいくのがいいか、あるいは日米共同使用の問題があるが、こういうような問題も、防衛省というよりなもので吸取して、ある程度の安定感を与え、そのかわりに、専心腰をおろしてシヴァンの立場から長官を補佐していくというようなことがいいのではないかと、国会を通過して、防衛省というものを申し上げておたのであります。そういう意味で、田畑先生がおっしゃいますようなシヴァン・コントロールというものは研究して参りたいと思います。ただ、ただいまお話のありました治安出動について、国会の承認を得てからというお話は、これは衆議院の段階でもしは委員の各位から御意見あるいは御質問がございましたが、私は今の段階において、防衛出動は当然これは七十六条で国会の承認を得る、七十八条の場合には、緊急事態に際して、一般の警察力をもつて治安を維持できない一般の緊急事態というような場合でありますので、警察におきましても、非常事態宣言をするような場合に、国会の承認をいただけないので、一応行政権の範囲内でやらしていただきたい。それからからみ合わせた場合におきまして、私は現状の法律でいいのじゃないかという所信をしばしば申し上げておるのでございます。

○田畑金光君 この自衛隊法の第三条によりますと、自衛隊の任務というところがうたつてあるわけですが、それによれば、直接侵略及び間接侵略に対してわが国を防衛することを主たる任務とする。これはあくまでも侵略に対して

防衛するというのが任務であるわけですが、そういう点から見ますと、今あげられました第七十八条の治安出動の問題、この関係を見ますと、第七十八条は、治安を維持する、治安という点からこれは取り上げられておるわけですが、第三条の自衛隊の任務というところを、忠実に防衛するというのが自衛隊の主たる任務であるとするなら、やはり侵略という問題については、この七十六条の防衛出動、当然に第三条の解釈としては、これを貫いていくならば、当然自衛隊の任務の一番大事な点はこの七十六条だ、こういうことになつてきよと思つておられます。そこで、私少し具体的に尋ねたいわけですが、この第三条の直接侵略とか間接侵略、そしてまた国会における答弁等を聞いておりましたも、非常にいともやさしく、簡単に直接侵略とか間接侵略とか、こう言われておりましたが、直接侵略というのとは何であり、間接侵略というのとは何であるか、あるいは国際法上の定説と申しますか、あるいはものがあるのかどうか、あるいは侵略に関する条約、侵略の定義に関する条約、こういうもの等があるのかどうか、この点について一つ具体的に御説明をお聞きしたいと思つておられます。

○政府委員(加藤三三君) 少しこまかいことではございますが、私から御説明申し上げたいと思つておられます。

侵略に関する条約のございますことは御承知の通りであります。侵略に關する条約につきましては、第二条に四項目が書いてございまして、これはいづれも侵略ということでありまして、直接侵略とか間接侵略というようないふ分けはしておらないのでござい

ます。その後第六回及び第七回の国連総会におきまして、この問題につきましてはまた定義を検討されたのでありますが、いづれの場合におきましても、結局結論を得なかつたというのが現状でございます。侵略の形が、いろいろと事態に依りて、予想しなかつたと申しますか、いろいろな形が現われて参るものでございまして、その実態に依りて、定義についてもいろいろとむづかしい問題が起つてくるわけでございます。普通の場合、直接侵略、間接侵略と申しますと、国際的に一定した定義は存在してございせん。しかしながら、普通に直接侵略と申しました場合には、外部の勢力が武力をもつて直接に攻撃をしてくるという場合を称しておるうちに了解をするのでございまして、間接侵略と申しますと、これは外部の勢力の教唆、干渉、指導等によりまして内乱または騒擾が起り、これが主として国内の勢力を主体として発生したものであるというふうなものを間接侵略と概称しておるうちに理解して間違いないように一般的に思われます。自衛隊法におきましては、そのような事態にかんがみまして、侵略を直接侵略及び間接侵略と、こう分けて書いておられます。この場合、間接侵略とは何かというお尋ねがございまして、これに對しましては、いろいろむづかしい要件はございするけれども、この場合において間接侵略と申しますのは、旧安保条約の第一条に書いてございしたように、一または二以上の外部の国の教唆または干渉によつて起されるところの大規模な内乱または騒擾であるというふうな説明をして参つておるわけでございます。

そこで、七十六条と七十八条との関係でございますが、七十六条の場合は、ここには直接侵略という字句は使わなかつたのでございまして、「外部からこの武力攻撃」というものをつかみまして、こういうふうな場合におきまして七十六条が発動する。第七十八条の方は「間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、三々々と、こういう書き方をしたのでございまして、第七十八条の方におきましては、間接侵略と申しますのは一つは例示になつておるわけでございます。結局第七十八条が発動いたしますのがございまして、それは、間接侵略の一つの場合でございますが、間接侵略その他の緊急事態がありまして、一般の警察力をもつては治安を維持することができないと認められる場合に、その「自衛隊の全部又は一部の出動を命ずる」、これはどういふふうに違ふかと申しますと、これは田畑先生よく御承知と思いますが、七十六条といふのは、「外部からの武力攻撃」ということを頭に置いて書いてございするもので、主として国際的な関係を想定しておるわけでございます。そこで第八十八条に、「第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力行使をすることができ、前項の武力行使に際しては、国際法の規則及び慣例によるべき場合に於てはこれを遵守し、且つ、事態に依り合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとす。」というものが、第七十六条に相応する権限と申しますか、武力の行使の規定でございます。第七十八条は、

国内的な緊急事態ということを中心置いておられますので、その場合の権限は、第八十九条、第九十条に規定してございまして、あくまでも国内的な事件として見て、これを処理するための必要な権限を規定しておるのでございまして、そこで、扱いいたしましては、第七十六条の場合は、これは国際的な関係でありまして、これはどういふことも国会の御承認をあらかじめ得ることを原則としなければいけません。第七十八条は、一般の警察力をもつては治安が維持できない場合でありまして、警察法におきましては、緊急事態の布告という制度がございまして、この緊急事態の布告も、布告をいたしましてからあと二十日以内に国会の御承認を受けるということになつておるわけでございます。その場合と同じようなと申しますと、その場合に準じた考案方をいたしまして、第七十八条の場合は、出動を命じてからあと二十日以内に国会の御承認を受けるという建前にこの法律は規定されておるわけでございます。

○田畑金光君 私、伺いましたのは、侵略の定義に関する条約というものがあるのかないのかと承つたわけですが、いろいろ文獻等を調べてみましたが、なかなかこれは適当なやつが見当たらないのでございすけれども、一九三三年の七月のロンドンで署名されたソ連を中心とする東欧八カ国の、侵略の定義に関する条約というものがあるわけですが、これによりますと、その前文で、「侵略の弁明のためのすべての口実を予防するため、できる限り正確な方法により侵略を定義することを一般的の安全の利益上必要であると認め」

云々。でありますから、この条約の前文を見ましても、侵略の定義というものが非常にこれは重要になってこようと思ふわけで、また、その第三条を見ますと、次のような場合は侵略国として認められ、そうして五つの例をあげておるわけです。この条約については、これは国際的にどういふふうにかこれは評価されておるのか、この点ちよつと加藤さんから教えてもらいたいと思ふんです。

○政府委員(加藤陽三君) 今御指摘になりました一九三三年の侵略の定義に關する条約は、これはアフガニスタン、エストニア、ラトヴィア、ペルシア、ポーランド、ルーマニア、トルコ及びソビエト連邦の間に調印されたものでございまして、主として西欧諸国はこれには加入をしておらないように思ひます。しかし、西欧諸国は加入をしておりませんけれども、これはやはり一つの事実といつたしまして、こゝういふ問題の扱いについては、私は参考とせられておることであらうと思ふのであります。その後、先ほども申し上げました通り、第六回及び第七回の国連の総会におきまして、侵略の定義の問題があらためて取り上げられたのでございまして、その際に論議の結果を得ませんで、特別委員会を設けてさらに研究を続けようということとで現在に至つておるようになつてございまして、

○田畑金光君 先ほどの加藤さんの答弁ですが、自衛隊法七十六条、この防衛出動における「外部からの武力攻撃」、この第七十六条は旧安保の第一條の中には、やはり同じように「外部からの武力攻撃」、こゝういふ言葉で

たわれておるわけです。これは新安保の第五條の武力攻撃ということになるわけですが、これらは同じ内容であると思つておられるのかどうか、承りたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 御指摘の通り、旧安保条約の第一條には「外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与」するといふことが書いてございまして、この「外部からの武力攻撃」とありますのも、それはその前文にもあります通り、国際連合憲章の目的及び原則に従つて解釈をさるべきものであると思ふのであります。国際連合憲章の第五十一條に書いてございまして、武力攻撃といふ言葉と同様に解すべきものであると思ひます。自衛隊法七十六條の「外部からの武力攻撃」とも同様でございまして、新しい安保条約の第五條はもとより、旧安保条約の第一條の「外部からの武力攻撃」といふこともこれははずが合つておると思ふのでございまして。

○田畑金光君 先ほど私、自衛隊法第三條をあげたわけですが、そこで申し上げたように、自衛隊の任務といふのは防衛が中心である、治安確保ではない。治安確保は、あくまでも国内の治安は第一義的には警察であり、それは補充的な意味において自衛隊が国内の治安に当たるものだと考えておるわけ、侵略に対する防衛といふのがあくまでも第一の任務である。こゝういふ点から見ました場合、七十六條の防衛出動、この中には間接侵略といふものも入るのか入らぬのか、全然七十六條の直接侵略と七十八條の間接侵略といふ言葉を使ひますと、それとは別のものであるのか、重複する面があるのか

どうか、その点を一つ伺いたいと思ふのです。

○政府委員(加藤陽三君) お答えを申し上げます。第七十六條にいうところの「外部からの武力攻撃」とありますのは、これは他国からのわが国に対する計画的、組織的な武力による攻撃といふことを考えておるのでございまして、第七十八條の「間接侵略」とありますのは、先ほども申し上げました通り、旧安保条約第一條の規定にありますが、一または二以上の外国の教唆または干渉による大規模な内乱または騒擾といふふうな説明をいたして参つております。で、この意味の間接侵略といふものは、原則的には、外部からの武力攻撃の形をとることではないであります。しかしながら、この外国からの教唆または干渉の形が、いろいろと新しい形が出て参りまして、もしもこの外国からの干渉といふのが、不正規軍の侵入のごとき形をとりまして、実質的に一國の他國に対する計画的、組織的な武力の攻撃に該当するといふ場合には、第七十六條の適用を受け得る状態と解釈をする次第でございまして。

○田畑金光君 でありますから、第七十八條の間接侵略の範疇の中には、予想される事態によつては、七十六條の直接侵略、これの範疇に入るものが想定される、こゝういふことだと思ひますが、イエスかノーかだけで一つ御答弁願ひたいと思ふのです。どうですか。

○政府委員(加藤陽三君) 第七十六條と第七十八條の關係につきましては、先ほどから申し上げておりますが、第七十六條は、直接侵略といふ表現でなしに、「外部からの武力攻撃」といふ表現をとつたわけでございます。第七十六條と第七十八條とは、その意味におきまして、田畑先生のおっしゃる通り、重複すると申しますか、間接侵略でありながら外部からの武力攻撃の形をとるものがありますれば、今申し上げました不正規軍の侵入といふことになりまして、実質的には武力攻撃である。形としては間接侵略であるから、形として間接侵略であるから、実質的には武力攻撃でありますから、第七十六條の適用があり得ると、こゝういふふうに解釈するわけでございまして。

○田畑金光君 今、外部からの武力攻撃といふ言葉で加藤さん答へられました。が、これは私、外国からの武力攻撃が即直接侵略だと、こゝういふ考え方で理解していただのですが、それはどうなのか。

それからもう一つ、自衛隊の任務の中心は、私は、外部からの武力攻撃、この直接侵略に對処する、國を防衛するのがあるまでも自衛隊の任務だ、本来の任務はそこにあるのだと、こゝう考へておりますが、その点はどうか。

それからもう一つ、今の外部からの武力攻撃、あるいは直接侵略、これに對して自衛隊は防衛出動するのだ、それでも、なおかつ自衛隊が力不足でない、あるいは防ぎ切れぬ、こゝういふ想定をして、新安保条約の第五條といふものによつて、日米共同防衛体制によつて戦争の抑制力といふことを想定しておるのだと、こゝういふ場合に私は理解しておるわけです。従つて、私は、米ソの國際的な、世界的な勢力の均衡を保つておる限りにおいては、この第七十六條に規定されておるような外部からの武力攻撃、従つて、私は直接侵略だと、こゝう思ふのです。

直接侵略、あるいはこれが大きくなれば全面戦争ということになると思ひますが、私は、この米ソの勢力が均衡しておる限りにおいては、第七十六條に想定されるような事態といふものの発生は阻止できる、こゝういふ私は見方をとつておるわけです。従つて、こゝういふ面における自衛隊の役割といふものは、私は、今後それほど考慮する必要はないのじやないかといふふうに考へておるのですが、この点はどうでしうか。

○國務大臣(西村直己君) 田畑先生の御質問点、大事な点でございまして、私から答へさせていただきます。なるほど、おっしゃいますように、今日全面戦争といふものは、強力な核兵器その他の抑制力が働いて、まず起り得ないだらうといふのが常識論でございまして。しかし、同時に、局地戦といふようなものから考へますと、一つの直接侵略といふものを想定できませんが、しかし、これも文明國同士の間では、文明國といふ言葉が非常に弊害がありますが、近代國家としてはなかなか起りにくい面もあると思ふのであります。そこで、次に考へられてくるのが間接侵略であります。間接侵略の部分でも、ただいま官房長から御説明申しましたように、七十六條による「武力攻撃」、言いかえれば不正規軍の投入、こゝういふようなものは、やはりわれわれとしては、できるだけこの想定はいたしたくないけれども、それに対する備へ、言いかえれば、それに対する抑制力としては当然考へていかなきゃならぬ。そゝうなるといふと、やはり七十六條といふものは、十分私はこれ自体を發動する機會は少ないと

は申しまして、やはり一つの条文として、こういう運用上の建前というものはつきりしておかなく、いかにぬ。ここに、アメリカのケネディの教書等においても、毎回やかましく言っているように、間接侵略からくる国際紛争、これはまた、問々世界の今日の現状において、各方面において問題になつておる点であります。国内的な問題であると同時に、一方において間接侵略という形をとつて、場合によつて熱戦になる。直接戦争と申しますか、そういうふうなものに発展をしていく。そういう面から参りますと、私は、七十六条というものが十分その趣旨を生かして、国際間の紛争に巻き込まれぬために、国民の十分なる御判断を請う、そういう意味で、私は国会の事前御承認というものを想定しておると思うのであります。で、七十八条の方は、あくまでも武力攻撃によらないところの間接侵略、あるいは外部からの武力行動でない、しかも、それが国内的な治安攪乱と、こういうような面から、日本人同士のものではございませう。従つて、国際的な面が比較的薄くなつていく。そこに事後承認という体制をとつておる、こういう趣旨に私は理解して、また、これでやむを得ないのじゃないか、必要最小限の方法ではないか、こういうふうに解釈をいたしておるのであります。

あつて、先ほどの大規模な不正規軍を、ある外国の教唆煽動によつて、あるいはある外国から投入されるというふうなことを考えた場合には七十六条で律し得る、こういうふうなお話で、しうなつてきますと、七十六条、七十八条というものは、非常に紙一重の關係といふか、そういうふうな私は關係にならうと考へておるわけですが、そこで、先ほど加藤さんからも間接侵略についての定義がございまして、一または二以上の外部の国による教唆、煽動、干渉による大規模の内乱及び騒擾、これは大体七十六条に全部入つていくんじゃないだろうか、こういうふうな見方があると私は觀察するわけですが、その他の場合、そういう間接侵略といふ場合には、あるいは間接侵略を含む緊急事態と、こうなつておりますが、この緊急事態というもののなかにはどういふ態様が想定されるのか、発生する態様と申しますか、どんなことを予想されるのか、この点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(加藤三三) ただいまの田畑委員の質問でございしますが、一または二以上の外国の教唆または干渉による大規模な内乱または騒擾といふうちに間接侵略を申しておるわけでありませう。武力攻撃の關係において問題になりますのは干渉だろつと思ひます。干渉にもいろいろな形がございまして、不正規軍を投入して干渉するといふふうなことがありますが、これは武力攻撃に該当する場合も出てくるであらう。しかしながら、単なる教唆によつて、干渉でも、今私が申し上げたような格好でない干渉で、内乱または騒擾を助ける、あるいは支援するといふ

うようなことになりますると、これは武力攻撃には該当しないであらうといふふうに考へるわけでございます。○山本伊三郎君 定数を欠いておる。委員長、注意して下さい。○委員(吉江勝保君) 注意して下さい。○田畑金光君 私、わかりにくいので、事例を引いて、たとえばこの間のキューバの例を見ますと、アメリカにおいて訓練され、武器を供与され、反革命といふ名前で六千名でございませうか、侵入して行つたわけですが、これは当然キューバといふ国からいふなら内乱といふことになるでしょう。組織的に、計画的に第三国の教唆、煽動、干渉によつて引き起こされた、こゝろ見られると思ひます。これはまた今の直接侵略と間接侵略かといふことになつてきますと、間接侵略と見るべきであらうと思ひますが、しかし、またその規模からいって、その後關係からいって、直接侵略と見られないでもない。こういう場合についてはどのように見られるわけですか。

○政府委員(加藤三三) やはりこの意思を背後に背負ひまして不正規軍が組織的に侵入してくるようになります。これは私は武力攻撃と断定される場合の方が多いだらうと思ひます。ただその場合も、もう一つ考へられますことは、その規模といふことも、武力攻撃という概念に入らない程度のものでしたつたら、これはまた別の問題がございませう。いやしくも組織的な、計画的な武力攻撃といふことに値するほどの不正規軍の投入といふことになりませう。これは日本の場合について考へますれば、七十六条の点において考へるべきであるといふふうに思ひます。

○田畑金光君 そりうふうに見てきました場合に、第七十八条を發動するといふような場合は、どのような事態といふものが予定されているのか、この点について少し御質問いたしたいと思ひますが、たとえば先般参議院の予算委員会でも問題になつた、治安行動草案、これを見ますといふいろいろな場合を予定しているわけですが、間接侵略も緊急事態——この緊急事態といふものの内容ですが、皆さんとして想定されている事態といふものは、一体どんな場合をさしてゐるのか、これをやはり明確にしておらねと、自衛隊の出動といふことですから、緊急事態といふものはどのような場合を想定されておられるのか、この点を一つ具体的に教へてもらいたいと思ひます。

○政府委員(加藤三三) これはやはり具体的な場合について考へられなければならぬ問題であることは御了解願ひしたいと思います。抽象的に申しますと、大規模な内乱、騒擾といふことになるのでございませう。この一般の警察力をもつては治安を維持することができないといふのでありますから、警察力といふ考え方の中には、人数の問題で足りないといふ場合もありませうし、あるいは持っている装備の關係で、警察の装備が役に立たないといふ場合もありませう。いろいろな形がありますので、具体的にここで申せとおっしゃいますが、なかなかむずかしいのでございませうが、抽象的には、先ほど申し上げましたような大規模な内乱、騒擾といふふうにお考へいただきたいと思います。

○田畑金光君 抽象的に議論しているとわかりにくくなるのですが、治安行動基準の中に、炭鉱地帯における制圧行動といふことで、炭鉱や工場や電源地帯における暴動ですか、こういうような場合、制圧行動として自衛隊を治

安出動させる、こういうことをあけて
いるわけで、七十八条にいわれている
治安出動の中では、これは一番低い段
階の出動だと思ふのですが、たとえ
例を引いてはどうかと思ひますけれ
ども、昨年の三井三池の争議におい
て、警察が万の単位で、あるいは組合員が
やはり万の単位で相対峙した。これは
ああいう形で事なきを得たわけでは
ありません。治安出動の中では、そうい
う場合もこれは想定しているわけでは
ない。そこで、実はこういう場合の制圧行動
という点について、皆さんとして
は、昨年の三池の争議のような、ああ
いう事態になればこの行動草案に該当
するの、まあデリケートな問題でござ
いますけれども、お答え願ひたいと思
ふのです。あるいは悪ければ、炭鉱
とか工場、電源地帯における制圧行動
というものが、どの程度の騒擾度を予
定してこれを作り上げておられるの
か、承りたいと思ふのです。

○国務大臣(西村直己君) 治安行動教
範と称します問題が出ましたが、この
事態はまだ私どもは研究の段階でござ
います。従来、もちろん治安任務と
いうものを持つております自衛隊であ
りますから、いろいろな教範を作りま
して、あるいはまたその研究なり、多
少の訓練はしている。時代によりまし
ては、アメリカの翻訳をやった時代も
あるというように私は聞いています。の
ですが、問題は、こういう事態に対
しましては、もちろんわれわれは当該
者として、あるいは総理大臣は最高責
任者として、また、各それぞれの単位
の者は非常な責任を負わなければなら
ませんから、その勢力を動かすこと自
体については、まず基本において慎重

に考える、だから先般も、どちらかの
国会で御質問がございまして、昨年の
安保の状態であるのか、私は、あの程
度のものではそういうことはやる必要
はない、やるべきではないと、こうい
うふうに申し上げておるのでありま
す。従つて、具体的に三池のあの状態
のもとにおいて私どもは自衛隊を出動
させるといふことは、あの状態をかり
に仮想した場合には考へておりま
せん。ただ、その前提となるいろん
な情勢がかりにあった場合でございま
す。そうして、そこで警察力の支援も
なくなつてきた、そうして善良なる国
民、あるいは財産、生命というものが
いろいろ守られなければならない。
そういうような段階において、いろん
な段階があると思ふのであります。
が、自衛隊というものが動かなければ
ならない、その動き方につきまして
も、いろいろな動き方があると思ふの
でございす。武力的な制圧でなく
で、ただ部隊が存在し、あるいはそこ
で動くことだけで、あるいは整理をす
ることだけでも一つのあれになりま
しうし、それから、かりにそれが関
連してきて、非常な武装化されてきた
騒擾になれば、これはある程度の段階
においては、やはりお互いの武器使用
というものが起こってくる場合もあり
得る、いろいろな段階でいかなけれ
ば――要は、私は、ですから指揮をと
る、あるいはそれからさらにその上の
命令を決心する、あるいは指導を決心
する者の責任は重大であることは当然
だろふと思ふのであります。昨年の安
保であるとか三池の段階におきまして
は、私どもはまだその警察力の支援、
警察力をもつては治安を維持すること

ができるかどうかできないとか、こういう
ふうに判定すべきではない、これは国
会を運して申し上げておるのでありま
す。

○田畑金光君 今長官の御答弁の中に
ありましたが、治安出動時における行
動基準、これはなるほど予算委員会に
提案された資料を見ても、最後の
ところに、「以上の要領を骨子として、
治安出動に際し、部隊運用の一般的基
準となるべき(治安の草案)を検討して
おる」、これはいつごろでござるの
か、私は、おそらく岩間君が拾つたと
いふ内容とそつちが違つたものでござ
る。それは見ていないわけですが、まあそれ
はそれとして、いつごろでござるの
か、これが一つです。それから、でき
上がったものは一体公表されるのかど
うか、これが一つです。それから、な
ぜこういうことを承るかという、先
ほど防諜法の問題で、軍の機密の保護
という点で私お尋ねしましたが、具体
的な事例として、たとえば治安行動草
案等については、これは相当軍の運
用、軍の行動についての機密に属する
事項があるろうと、こう思つておるの
で、こういう点について、こういう草
案等については発表されるのかどう
か、それとも、このような草案の内容
は軍の行動の機密に属することである
から、これは発表できないのだと、こ
ういふことなのかどうか、具体的な事
例としてまたお尋ねしたからお尋ね
しますが、今の点について一つお答え
願ひたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 大事な問題
でございす。ことに、もちろん國民
に影響力がある仕事でありますから、
われわれは慎重にしなければならませ
ん。従つて、従来もいろいろな案を

練つて参りました。今回もまた草案の
段階において練つておる段階でありま
す。今後これを多少部隊に適用してや
つてみて、そうしてそれに弊害がある
か、むしろ弊害なくして治安維持と申
しますか、あるいは効果をつかみ得る
か、そういうところの研究の段階にお
いて私どもは結論を得たい、こう思
つております。そこで、できればこう
いふものはやはり早く結論を得るべきだ
と思つておるのであります。

いま一つは発表の問題でございま
す。これは私はもちろんいろいろなやり
方があると思ふのであります。この
中であつても、もちろん國民に知つて
いただいていいものもあると思ひま
す。また、部隊運用とさつきお話し
しました、部隊運用などを、具体的に
いろいろな編成上のことを考へていき
ますという、必ずしもそこまで國民
に知つていただくまでもないものもあ
ると思ひます。また、國民には、むし
ろ私は堂々と公開して知つていただ
いていいものも相当あると思ひます。
そこからは今後検討の段階において私
はよく分けて、そして國民に、ことに
善良な生活を送つておられる國民に
しては、むしろ安心感を与えるという
ような意味においての草案というもの
の結論を得てみたい、また、そういう
ような方向での発表をしてみたい、こ
ういふのが私の考へでございす。

○田畑金光君 今の御答弁によりま
す、この草案については、発表して國
民に理解せしめる内容と、あるいは発
表しない、まあ発表しないというこ
とは、軍の行動の機密として確保す
るわけで、私が先ほど申し上げたよ
うに、おそらくでござるであらう内
容は、すでに暴露されたというか、公
表せざるを得なくなつた、前の草案と
そつち違つたものが出てこないだらう、
こう見るわけですか。しかも、私は、公
表されたというよりも、公表せざるを
得なくなつた内容を見てみますと、こ
の内容に予定されているような事態と
いふものは一体どういふ内容である
か、先ほど加藤官房長、あるいは長官
の御答弁によりますと、昨年の安保の
ような騒擾等は適用範囲外だ、三池争
議のような場合も、これはもちろん適
用外である、けつこうでございす
が、そうしますと、一体緊急事態とい
うものはどういふ点を予想されてお
るのか、先ほど来質問をしてみますと、
いつもきまつて御答弁なさるの、一
または二以上の外部の國の教唆、扇
動、あるいは干渉によつて引き起こさ
れた大規模な内乱及び騒擾、こういう
ことで逃げておられるわけですか。暴動
に対するしからば概念は何かというこ
とで、この資料を見ますと、これ自体
はまた非常に大きな内容の問題です。
私は、こういうことをかれこれ見て参
りますと、結局七十八条による命令に
よる治安出動という場合は、結局七十六
条の外部からの武力行動、これと全く
紙一重の關係にある、いずれの場合
も内閣総理大臣が判断して、このと
きは外部からの武力攻撃で防衛出動
だ、この場合は七十八条による間接
侵略も命令による治安出動だ、こう
いうことで、すべてが総理大臣の認定
にかかつておるわけですか。しかも、内
容を見ますと、七十六条と七十八条と
の關係というものは非常に接し、
紙一重である、こういうことを私は考
えてみますと、先ほど質問申し上げた
ように、やはり私は七十八条による治

安出動というものは、国会のコントロールというものをまず第一義的に考へてもらわなければ、今後の防衛体制の強化という点から見ると、しかも、今後の自衛隊の任務というものは、どうしても命令による治安出動、こういうふうなところに多くの事例が予測されるわけで、そういうことを考へてみますと、どうしても私は七十八条の場合には、これは国会のコントロールを第一義的に考へるべきだ、こういう解釈を、あるいは意見を持たざるを得ないわけですが、この点あらためて長官の意見を承りたいと思うわけとめて。

○委員長(吉江勝保君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

○国務大臣(西村直己君) もちろん一つの御意見だと私は思うのであります。ただ、御存じの通り、七十九条をごらんいただきますと、治安出動待機命令というのをございます、これによりまして、予測される場合においては、これに対処するため防衛庁長官は出動待機命令を発する、このような場合においては国家公安委員会と緊密な連絡をとる、先般もたしか山本さんでしたか吉田さんでしたか、御質問がありました、国家公安委員会と、現状におきましても、抽象的ではありませんが、基本的な治安維持に關しての防衛庁側と警察側の協定もできております。それらの精神をくみまして国家公安委員会と緊密な連絡をとって、その上で今度は総理大臣が判断する。従って、おのずから事態に對しましては、

一般の警察力をもつてしては治安維持ができないという判断の問題は、国家公安委員長、国家公安委員会の判断というものの、相当私は総理大臣の判断の前提としてあり得る、こういうふうにお考えいただくという、これは直接侵略、あるいは武力によるところの侵略による七十六条とは、国内的措置としては違つていふのではないかと、それがすなわち七十八条の事後承認の規定になつておるのではないかと、こう思うのであります。その点は御意見として私は一つの御意見、考え方になるであります。その点、われわれはそういう建前で、現状の法律でいいのではないかと、こういう解釈、態度をとつておる次第でございます。

○横川正市君 ます一番最初に、長官にちよつと情勢の判断をお伺いしておきたいと思つておりますが、アメリカ大使館の交換局から最近参りました新方策のうちのホルズ国務次官の演説の中にいろいろ一節があるわけですね。「現在の平和は、せいぜいよく見て相互の恐怖を土台にして危うく保たれた平和である。また、せいぜい悪く見れば、野心的な支配者側の悲劇的な誤算や、あるいはちよつとした技術上の錯誤によつても起こり得る核戦争の可能性に絶えずさらされつ、とめどもない軍備競争という危険に直面しておる、」こういう判断があるわけでありまして、おそろくアメリカと日本との置かれておる今日の状態からすれば、この考え方は共通するものではないか、こういうふうに考へるわけでありませうけれども、この点長官にまずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 私、新聞等でホルズ次官の発言等はたしか拝見いたしましたように思ひますが、それがいかなる場合に、いかなる立場で発言されたか私存じません。たとえば国会における証言であるか、あるいは何かの会合においての公式の演説であるかどうかでありまして、基本的なアメリカの考え方の一つであらうと思ひます。それが全部とも私は受け取れない。また、事柄はアメリカ自体が国防安全の立場から発言したのであります。必ずしもその事態をもつてこれを日本の自衛隊の基本的な態度にとらうという考えはないのであります。やはり私は非常に今日の平和というものが、いいかげんな、ただもう綱渡りをしておるような平和だと考へたくな。しかし、し、い、それでは平和に對する抑制力として自衛隊というものが整備されなければいけないという点では、やはり平和に對して必ずしも抜本的な平和の状態に入つておるとは思つていないのであります。また、核兵器の問題になりますと、私も自衛隊が大規模の核兵器を持つてゐるわけではあります。せんし、経験もないものでございまして、これはアメリカなりソ連なりのそれぞれ意見というものを参考にしながら、一つの政治的意見を持つて自衛隊を運営して参る以外にない、こういうふうに思ひます。

○横川正市君 私は、アメリカの戦略的な立場から発言される内容というのは、日本の防衛任務につかれておる皆さん方には、もつとびんぴんとはね返つてくるべきであつて、常識的な判断で理解することはされておらないのではないかと、こういうふうに考へたので一節引用したわけでありませう。そこで、三十五年の「防衛庁の現況」を見ますと、その中には、結局日本国憲法の中にのつとつて、決意を、平和と防衛と自衛隊とこういうふうに関連をさせて説明をいたしておりますが、その中段からうしろの方に、大体自由国家群と共産圏との対立關係があつて、その対立關係の中には、平和共存の方向といふことがいつでも危険にさらされてゐる。そういうところから防衛の任務といふものが必要であつて、ことに国際平和及び安全を維持するためには、われわれは力を合わせて一つの理想の姿を作つていかなければならぬと、こういうふうに理解をいたしておるようであります。

そこで、国際的な一つの立場に立ちますと、今もつて激化の方向をたどつてゐる。平和共存への努力はされてゐるけれども、大きな障害にぶつかつて、その方向といふのはまだ不安定であつて、言いかえれば、その逆の激化の方向をたどつてゐる、こういう判断をしてゐるわけですが、長官としてはこれをもちろん「防衛庁の現況」をお認めになつてゐると、かように思ひますが、その通りですか。

○国務大臣(西村直己君) お答えいたします。言葉の表現としては、あるいはいろいろな御議論が立つたとしても、せんが、大きな方向としては、私は、世界各國が国連を中心にして、あるいはその他において平和への努力を払つてゐると思ひます。しかしながら、現実の姿においては、なるほど世界的な全面戦争は、一応常識あるいは通説としてあり得ない、また、ないことを望んで

おるようでありませうけれども、局地紛争、これからくるところの諸般のいろいろなトラブルといふものは、御承知の通り、起こつておるのであります。それに対する抑制力、あるいは実際の行動力としてそれぞれの国が軍備を整備していく。また、私どもとしては、その許されたる範囲、また、可能な範囲において防衛努力をいたしてゐるのでございませう。そういう趣旨の説明だと思つてございませう。

○横川正市君 そこで、日本の防衛の必要性といひますと、国防の基本方針の中にこれは書かれておるわけでありませうけれども、そのことの一端として、この「現況」の中の三ページに紛争發生の年表といふのがありますが、これによりまして、①から⑥のコンゴの紛争まで、さらに⑦に南朝鮮のクーデターが今度入ることになるわけでありませう、その中にアジアの紛争状況は①のインドネシア、それから③のインドシナ、④のマラヤ、それから⑤の朝鮮戦争、⑥の金門島の砲撃、それから⑦のチベット、⑧のラオス、⑨の中印国境紛争、⑩のコンゴ紛争、そして⑪の南朝鮮、こういうふうに取り巻く情勢は、きわめて遺憾な状態が發生しておるわけでありませう、これは私は、一つは第二次欧州大戦後のいわゆる民族主義的な独立思想が非常に活発になつて、低開発地域における経済的な悪条件、いわば反動的な、独裁的な政治の中で押さえつけられておつたものが、第二次大戦後はね返してこつたというふうな事態が起つたといふことで、いわば第二次大戦のあとの余じん、いわゆる平和を希求するすべての世界国民の願ひといふものが、なおかつ余じ

んとして、その願いを完全にしておらない、こういうふうに判断をするのか、それとも、この紛争は、やがて来るべき非常に危険な第三次世界大戦というものを想定するような要因をこの中に含んでおる、こういうふうに判断するか、これは私は非常に現状判断としてはむしろ正しい両方の意味が含まれておるんだと思うのでありますけれども、ただ、この防衛の基本の中に、少なくともアジアにおけるところの幾つかの紛争というものが影響されるというところで基本構想が出てくるという、こういう書きつづりでありまして、その点から長官に判断をまずお聞きいたしたいと思うわけでありまして、

○国務大臣(西村直己君) なかなかこれは御意見がむずかしいと申しますか、意見としては、いろいろな見方は情勢判断として、ことに将来に向かつての世界史の変化でございまして、大いに意見があり、また、意見を交換すれば長時間にわたってしまふ問題でもあらうと思つておりますが、私は、わが国の国防としては、やはり平和を念願する。だから私どもは自衛隊というものは平和への部隊であつて、戦争そのものは予定しないようにしたいが、しかし、それだからといって、守るためには訓練し、規律し、規律も厳重にしていく、そうしていくことと自体が平和擁護への抑制力にもなり、第二にしましては、私は、事、外交とかその他の問題でもって処理をしてもらいたい、こう考えております。で、全面戦争は、世界的には抑制力によつて起こり得ない可能性が多いが、しかし、局地戦争は現実起こつてお

る。そういうものは、しかも比較的近い所に数多く発生している、その上に立ちまして、国際間の確かにそれぞれ立場というものがあつてあります。この大國間にも立場があります。ことに私が一番懸念する言葉は、国際共産主義の間にございまして、往々にさつきおつしやいますように、民族の解放戦争は正義の戦いである、こういう言葉がしばしば使われるのであります。これは残念ながらお隣りの中共の正式の権威者によりましては認されておる言葉であります。解放戦争は正義の戦いである。戦争を是認しておる。こういうふうなところから、今後私は国会を通して、国際共産主義の脅威というものがあるんだ、このもとにおいてわが国の国情、国力に應じた自衛というものをこの基本に置いて考えつつ、足らざる部分は、国連の思想に基づく集団安全保障体制で補つていかなきゃならぬ、これが私どもの自衛隊の運用と申しますか、基本の立て方になつておるわけでありまして、

○横川正市君 私は、この前提の中に、防衛庁の防衛思想の根底に横たわつてゐる厚い壁というよりなものがある、ひいては国内的に三十八度線が引かれるような結果になることを、私はいづれの立場にあつても、懸念を持つて見ることは非常に危険だといふふうに考えるわけでありまして、同時に、また先ほど田畑委員の質問の中で、国内の政治が姿勢が正しくなくて、そして経済的な疲弊がきて、そういう状態が起つたときに、現在の自衛隊の国内におけるところのいろいろな活動の中で、南朝鮮のような事態が起つたらないとも限らないような、そういうところ

れ方のできる説明をされたこと、非常に私は遺憾だと思つております。どういふ場合であつても、私どもはやはり民主的に選ばれた代表者の手によつて、国民の良識の上に立つた政治というものがあつて、それが武力によつてあるところの力によつて姿勢を正すような方向といふものはとるべきでない、また、そういうことをすべきではない、これは絶対的な要件だと心得ておるわけでありまして、先ほど、まあ言葉じりのようでありまして、長官の説明の中に、何か政治の姿勢が正しくなると軍が蜂起してもこれは仕方がないといふようにとれるような説明がありました。まあこの点は一つもう一度お伺ひしたいと思つております。それと同時に、私は、国防の根本的なあり方の中に、アジアにおけるところの紛争が非常に激化し、ひいてはこれは日本に影響することが大である、こういうふうな考えがあるのであれば、これは激化の原因といふものをやはり事前に私どもは察知をして、一つ一つそれに対する対策を立てていく、そのことが非常に大切なわけであつて、こゝろにふりかへて考えるわけであつて、

この点をどのようににされているか、これをお聞きしたいと思つております。○国務大臣(西村直己君) 最初に、シヴィル・コントロールの問題でございまして、これを御理解をいただきたいのでございまして、私の真意は、シヴィル・コントロールは絶対に立つていかなければならない、この基本の意匠で御説明申し上げたのであります。かりにシヴィル・コントロールがそれでは制度的にどうやたら立つか。現在もう御存じの通り、国会は憲法によつて国家の最高機関である。それによつて定められた防衛庁法あるいは自衛隊法によつて自衛隊あるいは自衛隊の軍事的能力をコントロールはいたしておるわけでありまして、ただ問題は、制度だけではないといふのが私は基本観念であります。制度を幾ら立てても、かりに——日本には現在ございせん。民主主義がかなりよく理解されつつありますが、お隣りの韓国、北朝鮮の例を引いて悪いのですが、そこに政治といふものが混乱して、民主主義が破壊されますといふと、制度をこえて今度は実力が動く、そこに私はやはりいかなる立場の者であつても、政治といふものは真剣に取組んでいく姿を絶えず出すことが軍をコントロールする基本の態度ではないか、この気持で政治に対する——これは私だけではございせん。全般の態度ともいふべきではないか、こゝろに趣旨でございまして、従つて、あくまでも民主主義の上に立つての政治、それについてのシヴィル・コントロール、これを確立していくべきじゃないか、こゝろに趣旨を申し上げたのであります。いんやん力によつて政治を変えるなどというこ

とは絶対に避けるべきです。こゝろ考えております。それから、アジアにおきまして激化の方向をたどつておる、この判定もなかなかそれは非常に簡単に一口に激化の方向をたどるのかたどらぬか、大國間におきましては平和への努力も相当やつておられる。たしか二、三日うちにウイーンにおいて西頭が会つて平和への努力をされるのです。国連もあつて、簡単に激化の方向をたどると断定もしにくいかもしれせんが、しかし、現実にはやはり絶えず局地混乱が続いておる。これに對しましては、日本としては、防衛庁といたしましては国内の自衛でございまして、国内の自衛努力をいたして、それによつて多少でも世界平和を擁護することを抑制する力として備えて参りたい。同時に、あとは外交等の問題において、国連を通し、その他の外交活動でいろいろアジアに對しても手は打つていくべきじゃないか、國がまだ力が十分でないとしても、その努力は政府全体としてすべきじゃないか。たとえは各國の経済低開発國に對する各般の外交的施策といふものも、当然その間において考究され、また、実行されていくべきじゃないか、こゝろにふりかへて考えるわけでありまして、

○横川正市君 最後に、今質問した三つの防衛の問題では、関連性のある問題として、経済の自立ができるかできないかが、これが非常に大切な問題だといわれておるわけであつて、もちろん私は、国内の防衛だけをしておれば事足りるという、そういう状態にはなくて、集団安全保障の方向に大体まあ進んでおるし、その方向をとつて動いて

おるわけですが、そうなつて参りますと、集団の中で、片一方は米國が介入した國とソ連が介入した國と、二つの集団に分かれておる。その二つの集団の中で、常に米國のいわゆる自由國家群といわれる西歐の陣營の中に今いったように紛争が次から次と起こつてくる。こういう事情の中で、当然私は、経済的な問題もこの根底にはあるわけでありまして、これら等も考慮をして一つの計画といふものを立てられていいのではないかと。そういう点をどのように分析をされておるか、これは總理がだれかほかの人に聞けば、外務大臣に聞けばいいのかもわかりませんが、しかし、防衛庁の防衛の一つの根本的な方針の中には、こういふものが私はやはり判断としてはあると思ふのです。そういう点から長官の所信をお聞きいたしたい、かように思つておきます。

○國務大臣(西村直己君) 私も、もちろん防衛庁長官でございます。特に防衛庁長官が、長官の立場におきまして、外交あるいは内政の他の分野に強い考え方を持つこと自体がシヴィル・コントロールを満たすゆえんでもあらうと思ひます。それはきわめて謙虚な態度であります。同時に、閣員の一に列席をいたしております。また、先生のおっしゃる通りに、間接的には隣國あるいはアジアが、他の面で経済自立をしてくれること自体が、あるいはその民度が上がり、文化が開発されること、また日本の安全にも寄与して参るわけでありまして。従つて、たとえばOECDの問題であるとか、あるいはガリオア、エロアの返送等を通して、何らかの形でそういうふうな

國々に寄与できるとか、あるいは技術の交換であるとか、もう一つは、私は、やはり政府でも唱えております。國連の強化と申しますか、國連外交の強化、これは集團安全保障をそれぞれの系統の國がやつておられます。國連といふ話し合いの場をより私は充実することによつて世界の危機感、あるいはアジアのいろいろな諸問題といふものが少しでも解消していくのではないかと、こんなような考え方で閣員の一として政治に参加させてもらつておる次第であります。

○横川正市君 以上のような一つの周囲の判断を基準として國防計画がなされておるわけでありまして、そういう意味で質問をいたしたのであります。が、非常にもつと的確に、私は、軍事評論家から聞くよりなものでない説明があつていいのではないかと、こう思つておつたわけでありまして。

そこで、先般も質問をいたしたわけでありまして、それと関連をして、この防衛の一つの非常に大切な分野として情報収集、これがあつて思ふのであります。その点で今自衛隊、防衛庁では、情報の収集を取り扱つておるの一体どこでこれを取り扱つておるのか。それから国内情報とか国外情報、いずれもこれはいろいろあると思ふのでありますけれども、これは一体、單に新聞とか通信とかといふことでやるのか、それとも何か特殊な方法があるのか、いはば機關を通じてやつておるのか、この点をまずお伺ひします。

○國務大臣(西村直己君) 日本の防衛、あるいは外交面におきまして、私はまだ情報機能というものが十分で

ないといふことは感じております。一番大事なことは、何と申しまして、誤りなき情勢を把握して誤りなき判断を下すことが、まず外交や防衛の先決問題ではないか、その意味で、防衛庁は徐々にその整備をはかつております。今回の二次防衛力整備計画におきましても、通信とか情報とかといふものを多少はやはり整備していかなくやならぬと思ひます。ただいま情報収集を取り扱つておるのほかにどこでやつておるんだと、これは内局とか、あるいは制服の方でもやつておられますので、これは防衛局長からさらに詳しく申し上げたいと思ひます。

それから、特殊な何かをやつておるか、これはまだわれわれの方としてはやつておりませんが、外國の通信、あるいは公開された通信を受けるとか、そういうようなことや、それから海外へ、御存じの通り、ある程度の駐在の自衛官と申しますか、一種のアタッシェといふ言葉が当たるかどうかであります。駐在の自衛官といふものを歐洲あるいはアメリカその他へ送つておるのではありませんか、詳細につきましては防衛局長から御答弁申し上げます。

○政府委員(海原治君) ただいまの長官のお答えを補足いたします。最初に、情報収集を取り扱つておる局につきましては御説明いたしますと、いわゆる内部局におきましては、防衛局の第二課でございます。それから統合幕僚會議の事務局におきましては第二幕僚室、それから陸、海、空の三自衛隊の中央の機關でございますが、それぞれ幕僚監部におきましては、陸上幕僚監部は第二部、海上幕僚監部にお

きましては調査部、それから航空幕僚監部におきましては防衛部といふものがこの關係の事務を取り扱つております。それからそれぞれの部隊におきましては、各地方の總監部におきまして、それぞれ対応いたしますような組織がございまして、情報の収集であるとか調査といふことを担当しております。

それから第二点の、現在の情報収集のソースと申しますか、ということについてのお尋ねでございますが、これは主としていわゆる文書情報といふものでございまして、すなわち、海外におきましていろいろ新聞、雑誌であるとかといふものの調査、研究を主としてしております。特に現在七カ國に九名の駐在官を出しております。これは外務事務官の身分を兼務いたしております。それぞれの任國におきまして、防衛關係、國防關係の諸事情の調査をいたしまして、この報告はそれぞれの大使の手から外務省へ一応参ります。外務省におきましてこれを整理いたしまして防衛庁は公式に受け取る、こういう關係で私どものところでは國防關係のいろいろな情報調査といふものを入手しておるということでございます。

○横川正市君 今言つたようなソースの取り扱いですが、これは文書といふことですが、それ以外に暗号とか、あるいは電波の傍受とか、そういうことはあわせてやつておらないのですか。

○政府委員(海原治君) 最初のその暗号の点でございますが、これは、国内、国外いずれもやつておりません。ただ、自衛隊の部隊間の通信におきま

しては暗号を用いておりますので、その方面の研究、実施といふことはいたしております。さらにいわゆる電波の傍受といふことは実施いたしております。ただ、軍事に關します海外の放送といふものは、それぞれのところで聴取いたしております。

○横川正市君 この駐在員は七カ國です。九名とありますが、そのほか内部の内局、それから統幕、陸、海、空と、このそれぞれの情報収集を担当している人数はどのくらいですか。

○政府委員(海原治君) 一応各國自衛隊を含めまして幹部クラス、いわゆる昔のまあ尉官以上でございます。これにつきましての總数を申し上げますと、大體定員が九百八十名程度でございます。現在員はその約九割という状況でございます。

○横川正市君 このニュース・ソースがまあいろいろ入つてくるわけでありまして、判断をする、そのなまのまのもののじゃおそれるこれは問題にならないわけで、それを総合して判断する何か特別な機關があるのか、それとも、この判断は一体だれがやることになつておるのですか。

○政府委員(海原治君) 先ほど申し上げました陸、海、空のそれぞれの幕僚監部の部長でございますが、そこがそれぞれの判断の責任でございます。具体的に申しますと、さらにたとえば海上幕僚監部の調査部の中にはその關係の課がございまして、一応その課長のところまでそれぞれの情報の分析、検討、その価値判断等が行なわれますものを持ち寄ります。毎週防衛局の第二課長が主宰いたします情報關係の分析検討の会がございまして、そこにおき

ましていろいろの情報判断、見禮
もり等をいたします。さらに先ほど申
し上げました外務省を中心といたしま
す関係部局の調査会議というものを
持つております。そこにおきまして
海外の情勢の判断をする、そういう
ものが全部一応整理されました形が、先
般も申し上げましたように、週報なり
あるいは月報なりという形で長官のと
ころへ提出される、重要なものにつ
きましてはそのつど長官に報告する、こ
ういう仕組みで運用いたしておりま
す。

○横川正市君　私は、平時ですから、問題が、かりに日本以外の国で起こっても、まくらを高くしているという現状は、これは許されると思う。しかし、先ほど言ったように、紛争発生の状態をアジアに見ますと、ずいぶんたくさん起こっておりますし、これからまたそういう要因がないというふうには考えられない。そういう紛争が、直接日本の防衛の任務についている人たちには非常に大きな影響力を持っている。そうなること、ことに一番近い問題としては南朝鮮の軍によるクーデターが、これは大平官房長官の新聞報道によれば、駐在のアメリカ軍さぞ知らなかったのだから仕方がないというようなことで済まされておりますけれども、実際上の問題としては、そういうなまやさしいものではなくて、もつと事前にキヤッチしなければならぬ問題なのではないか。ことにこの点では、たとえば南朝鮮の李承晩ラインをめぐって、私は今どうなっているか、これはわかりませんが、海上保安庁の巡視船は出動いたしておりますけれども、海上自衛隊は現地に出勤をしてお

らない。これはまあ国際間のいろいろな關係があつてやれないのだらうと思ふわけでありませうけれども、しかし、このことは非常に私どもは不思議に思うのは、もしアメリカが駐在するあの南朝鮮の状態の中で、アメリカ軍のいわゆる国連軍としての指揮下にある朝鮮の正規の軍隊が右翼的な行動を起した。もし間違つて、たとえはキュー

バにおけるところのカストロ政権のよ
 りに、かつてはアメリカに行つて大歓
 迎を受け、いわゆる米州機構の中の
 キューバの代表者としては歓迎される
 立場にあつたものが、一朝にしてソ連
 と手を結んでアメリカとの間で紛争を
 起こす、こういう結果になつてきた。
 また、中東、アジアその他において
 も、今までは自由国家群の一員として

足跡を書きつづけることが、目下です。してその反対側の立場に立つ、あるいはエジプトにおける場合も同じ経過をたどっている。そういうような状況下で、今私は南朝鮮の状態が判断ができかねるというのは、そういう要素もあるのではないかと判断をする直接的な問題と、もう一つは相当長い期間紛争が続いて、やがては南ベトナムあるいはラオス、インドネシアというような状態が、あの経済の悪さ、それからいろいろな外部からの働きかけ、人間の思想というものは一貫しておらないという信頼性に欠ける問題等から勘案してみても、相当危険な状態が起こり得る可能性があるとする向きもあつていいのじゃないか。そうなつてくると、いろいろ重要な問題が南朝鮮のクーデターの中には要素としてはあると思う。今はそういう結果にはなつておらないので、判断をして時期を見て云々

ということは言っておりますけれども、そういう要素があるものが、今のこの九百八十名、この九割程度といえますから、そういったことで軍事上の情勢としてどうして判断がつかなかったのか。これは私どもとしては非常に不思議に思う点なんでしょうが、一つ説明をしていただきたいと思います。

○政府委員（海原治君）　今、先生がおつしやいましたように、これだけの人間がおりながら、どうして判断がつかないかということになります。と、私どもとしましては適当な答えがないわけですが、まず第一には、私どもは朝鮮の内部に、具体的にいろいろな国内の状況を調べますようないわゆる公館と申しますか、駐在機

隣国と申しますか、それ以外のものを我々が
お持ちしません。従いまして、もちろん
隣国のことでございますし、いろいろ
な問題もございますから、いろいろの
ソースとか、あるいは公開の文書、情
報であるとか、あるいは向こうに行つ
た人の話であるとかいうことで、いろ
いろの判断の可能性というものについ
ては検討いたしております。しかし、
先般長官なり、あるいはその他の方か
らお答えいたしましたように、ああい
うふうなクーデターが成功したとい
うこと自体が、非常にそういうような事
前情報の入手ということをきわめて困
難ならしめる。ある意味におきまして
は、革命をした立場におきましては、
きわめて厳格に秘匿された状況下に置
かれたということでございますので、
これは事実上私どもとして何ら情報が入
手できなかったというにつきま
しては、ますますやむを得なかったと

いふふうに実は感じております。先ほど先生がおっしゃいましたように、米軍はあすこに相当数の顧問団をかかえております。現実には韓国の軍隊の指導に当たっておりますが、そういう関係にありながら、米軍自体、そのことについては何ら知らなかったということ、私どもの怠慢であるというふうなおしかりは一つ御容赦願いたい、この

ように考えております。

○横川正市君　私は怠慢だと言っているのじゃありません。なぜそういうことが事前にキヤッチされなかったのかという理由をお聞きしているわけであります。ただ駐在官もいないし云々というこのようですが、私はある程度は、何といえますか、ソ連の内部事情等についてもずいぶん事情聴取をし

てある程度のものは持つてゐるの
じゃないかと思いますが、あの中国の
事情についても通じ、北鮮の事情につ
いても通じているのじゃないか。それ
なのに、南朝鮮のことに関しては知ら
なかつた。こういうことは一体原因は
はかに何かあるのじゃないかと勧ぐら
れても仕方がないのじゃないか。こと
に李承晩ラインに對しては、日本の一
般住民でありますところの漁船が平和
的に作業しておるものが拿捕されて
も、海上自衛隊は出動していかない
で、海上保安庁の警備船だけが、これ
を何隻つかまつたかというのを見てい
るだけである。こういう状態に置かれて
おるといふところからも、この問題に
ついては問題が勧ぐられるのじゃない
だらうか、こういうふうに思うわけ
です。

もう一つは、これは長官にお聞きし
たいのでありますが、たとえば南朝鮮

の軍の指揮系列下の中で、国連軍の指揮下にある部隊ないしは大統領の指揮下にある部隊で、中距離弾道弾のようなものを持つておって、何かの間違いで日本に一発ぶつ放してしまふ。ところが、日本は、これは南朝鮮からきたのでなくて、北朝鮮からきたのだらうというところで行動を開始するなんというより、なことが一体起こった場合にどうす

るのか。そんなことは万々ないといえ
ばないことなんでしょうが、しかし、
危険な一人の非常に過激な者があつて
そういうことをやらかすようなことが
あつたら、これは私は大へんなことにな
るのじゃないか。幸い朝鮮の軍隊は
ミサイル兵器を持つておらなければ一
番いいわけでありまして、そういう
いう勤ぐりも受けるわけでありまして、

その情報がわからなかったのか、この点を一つ明らかにしてもらいたい。

○國務大臣(西村直吉君)　もちろん韓国の民情の分析ということとは、これは平素も多少やらなければならぬ。私どもも当時、前にも四月革命ということも以前に、あるいは多少の軍のクーデターについて、何らかの異変があるのではないかという判断をしたこともあります。ただ問題は、今回の事態につきましては、全く私どもはキャッチができなかった。まあ一つは、これは非常ににおしかりを受けるかもしれませんが、冗談であります、ある国会議員の方がナセルに会って、なぜエジプトでクーデターが成功したのか、クーデターの成功は秘密保持が絶対だ、それで成功したのだというのをナセルに会ってきたという人から間接に聞いた。そういう意味で、今回のクーデ

ターというものは、かなりその秘密保持というものができておったのではないかと、こう理解できるのであります。ただ私どもは、たしかあれば部隊が一部動き出したのは午前一時、そして午前三時ごろから京城で始まってきたのであります。私どもが、私どもの手元に第一報が入って参りましたのが五時ごろですから、そう私は起こった事態に対してはおそい状態ではないと思います。ただ防衛庁としては、国民の防衛というものから、韓国その他のいろいろなあるいは隣国の状態、異変というものの、緊急状態というものに對しては、不斷にやはり許された範囲内においての情報、あるいは情勢分析をしなければならぬと思います。今日も、従つて必要な情報については、不斷に国連軍の系統から出て参ります情報もあります。米軍の。また、われわれ自体も判斷できるものは努力するうちに、土曜、日曜でありまして、関係者は不斷に勤務をさしておるわけであります。

なほ、それから韓国から直接中距離弾道弾というお言葉がありました。が、現在私どもが知っておる範囲内において、韓国軍が中距離弾道弾を備えておるといふふうには聞いておりません。むしろ駐留米軍は多少のそういうミサイル装備を持っているといふふうに私どもは理解いたしております。

○横川正市君　今の問題は、防衛という観点からすれば非常に大切な問題だと思ふのでありますが、これはいわずに不満足な状態である、こういうふうに私どもは認識せざるを得ないわけなんです。

それからその次は、最近ライシャワー大使が演説をいたしました、日本を大へんほめてゐるわけです。そのほめた中に、日本は世界史を変える大きな力を持った国だ、こういうふうに言つておるわけです。これはどこをこいうふうに言つたのか、非常にとつびな言ひ言葉なので、私どもは判断にちよつと苦しみましたが、そういうものが一体何なのか、私どもとしては非常にわかかりかねる内容の演説だったと思うのであります。しかし、この日本の場合には、集団安全保障体制の中で、少なくとも大きな役割を果たし得る能力を持つ。そういうことになれば、この第二次防衛計画ですか、それ以前、今度のこの防衛二法が通つてその配備が完備いたしますと、大体アジアでは最強の軍備を持つことになる、そういうことが一つ。それからもう一つは、技術的に非常に進歩をしている。それから国民性その他がアジアにおける各国の国民と比べてみて優秀である、いろいろなものがあるのだと思うのであります。防衛庁長官としては、その一つの要素を、あなたの任務としておられる防衛についている力、こいう点でそろいうふうに自負できるかどうか、一つお聞きしたいと思います。

○国務大臣(西村直己君) ライシャ
ワ―氏は、御存じの通り、歴史の研究者
でございますから、日本に生まれ、育
ち、そして日本人の非常に感覚をお
持ちになっておりますから、必ずしも
その御発言が、単なる言葉の表現より
か、もう少し根深い、よく日本人を、
あるいは日本の国情を知つての御発言
ではないかというふうに理解いたして
おります。それは幅の広い意味で私は

受け取っておるのでありますして、世界史を変えるだけの資格のある国であるという意味は、大きく言へば世界の平和努力にも寄与できる国である。その平和努力の一環としては、もちろん長い日本のよい意味の文化、伝統、歴史というものもございましょう。日本人の優秀な勤勉な資質とか、いろいろなものをライシャワー氏は礼讃してくれたのじゃないか。また、かたわらゼロにならなかった自衛力ではありますけれども、しかし、とにかく貧弱な国力あるいは財政力の中から、一応どうやら自衛隊というものが形を作り、そうしてやっているということも、私はそれは計算の中に入っていると思います。じゃ、今の自衛隊でもって非常に満足できるか、自負できるかといいますと、私としてもまだまだこれは努力しなければならぬ。ただ根本には、私は、自衛隊の数をふやすとか、金さえ注ぎ込めばいいんだという趣旨ではございませんで、やはり基本はできるだけ国民的な基盤に立つて自衛力というものが増強されなければならない、こういうふうなライシャワー氏の言葉を受け取っているのであります。

○横川正市君　そこで一つ一つお聞き
していきたいと思うのでありますが、
まず長官は、大体防衛任務についてお
ります実力といいますが、戦力とはな
かなか言いかねるようでありますか、
実力といいますが、それが非常に信頼
するに足ると、こういふふうに言われ
ているわけですね。その中には装備と
か、それから兵員の充足とか、予備軍
の編成とか、防衛産業とか、いろいろ
なものがあるが、その一つ一つをお伺
いしていきたいと思うのであります。

まず第一に、近代的な装備の中で兵員の中におけるところの質的な改善、こういう面では、まず第一に一般兵員といえますか、一般の普通の兵隊さんといえますか、それと、それから技術を持つた職員、兵隊さんといえますか、そういったメンバ―が、これが今までの状態の中では、非常に急速に変わるべくしてなかなか変わり得なかったという事情があるというふうに私は聞いているわけですが、他国の事情を見てみますと、第二次欧州大戦の終わりましたところに四人半ぐらいですね、そのうちに一人ぐらい、これが技術員として配備されておった。しかし、これがだんだん変わりまして、今は大体三・二、普通でもって二・六に對して一、ないしはその他の兵団で三・六に對して一というように、大技術職の兵員の配分というものが変わってきた、こういうふうに言われているわけですが、日本の場合にはこの比率はどういうふうに変えつつ努力されているのか、この点を伺いしたいと思います。

○国務大臣(西村直己君) 細部のことにつきましましては政府委員からお答え申し上げたいと思っております。ただ、はつきり申しますと、同じ軍隊の機能は戦前も営んでおったわけでありすが、機能の内容が違つてきております。一つの例を申し上げますと、防衛大学、昔の海兵あるいは陸士的前提になるような学校も、御承知の通り、全部理工科教育をやっております。言いかえれば、理工学士の資格を持った者が、それから幹部候補生学校にそれぞれ陸、海、空、三方面に分かれて参る。従つて、兵員につきましても、や

はり基本はそこに置いてあるわけであります。ただ、いろいろこまかい点もありますから、今のパーセンテージ等を教育局長から御説明申し上げます。

【政府委員（小幡久男君）】編成上の面から見まして、技術関係の職員が何パーセントいるかという点につきましては現状をお答えいたしますと、幹部につきましては約二一％、五人弱に一人でありましては約二六・七％、これは純粋の技術系の職員でございますが、それ以外にも、先ほど長官からお話がありました通り、いわゆる兵科将校も、だんだん最近では理工学系統の知識が必須になつて参りました。従いまして、新しく採用いたしますわれわれの年々の新任幹部は約一千名ございしますが、そのうちで、もっぱら技術に属するものが百人、それから防衛大学の理工系の大学院のものが五百名、さらに残る四百名は一般の大学でございますが、この中で理工系の素養のある者が約百名、従いまして、千名採ります中で、約七百名は理工系大学の素養を持つております。残る三百名の文科系の大学につきましても、努めてこれに理工学的な知識を与えるために、幹部候補生学校、さらに理工系の補充教育をしまして、理工系に改造し得る道を開いております。従いまして、これらの幹部が成長いたしますと、自衛隊の幹部の過半数は理工系の素養のある者になる時代が遠からずくるのじゃないかと思ひます。

○横川正市君 次に、先般私、科学技術庁長官と、米軍の基地関係の一端とし

近くにかく射撃場がある。そこで、さしあたりはこの間の誤投下以来、調達庁長官から御報告を申し上げるようないろいろな措置をとつたのでありますが、今後は私、防衛庁長官とか科学技術庁長官とかいう立場を離れて、関係の国務大臣が集まつて、やはりそれ

らるる自衛の立場、あるいは防衛の立場と、今のような科学技術の因襲としての立場との調整点を考えながら、まあ率直に申し上げますれば一つの方向をもつて、そして相手方に対しても折衝すべきじゃないか、こういうふうに私は考えるのであります。個々に、ばらばらにただ意見を申し上げて、そのときそのときの国会の答弁をくぐるというだけでは、相手あつての仕事でございしますから、ほんとうの意味での政府の一体の意見というものはびたつと出てきていない。また、それに対する用意も、防衛庁だけで用意するのも無理なことがありましよう。必ず他の省が手伝つていかなければ代替交渉の問題も解決しないのではなからうか。この意味で、本日発足いたしました基地問題の関係閣僚懇談会、これには関係大臣として、農林大臣、建設大臣、自治大臣、外務大臣、大蔵大臣等が入っております。そういう中でやつて参りたいと考えてあります。

なお、現状の交渉経過等につきましましては、調達庁長官から御説明いたします。

○政府委員（丸山信君） この問題につきましては、すでに御承知の通り、数年来、日米合同委員会の議題としまし

て討議を重ねておりますが、米側としては、あの演習場が最も重要な施設であるとのために、反響と云ふことが直

ちにできない事情がございます。一方、隣接されました原子力研究所、あるいは燃料公社等の問題に關しまし、最も安全なる措置を講ずるというために、この一、二年來、射撃の目標物を移動させること、あるいは飛行機の方法を変えること、それから使用する爆弾等の規制を行なうこと、これらのことをきめて参つた次第でございますが、なお、御承知の通り、本年に入りまして三月に事故がございました。そのようなことで、なおその検討を続けまして、その誤投下の原因になつたような飛行機の飛行方法、演習方法を変えるという措置によつてたゞだいま進んで参つておるのであります。

今、西村大臣の話がございましたように、この抜本的解決に關しましては、それではそれにかわるような演習場があるか、あるいはそういうものをどこにどういう工合に探したらいいのか、こういうようなところも十分に検討した上で折衝し、解決をはからぬと、最終的なものにはならないと考えられますして、その辺の検討をいたしておる次第であります。

○横川正市君　ここで質問をして、善処しているという答弁をもらって引き下がればそれで事が済む、こういう問題ではないと私は思います。ことに、あなたの方からもらった地図では、これは原子力研究所があつて、射撃場があつて、しかも、被弾地というのは、もうそんな近いなんていうどころじゃないんですよ。この地方全体に事故が出ているわけです。それからもう一つは、落ちている個数についても、たまにじゃないわけです。これは一カ月に必ず一つか二つずつどこかここに落

ちている。それで、どうしてそんなに誤って落ちるのかと言って聞いてみると、あすこは原爆投下の練習をする

射撃場である。そうすると飛行機が原爆を投下して、自分の落としたたまによつて被害を受けないように、何かとんでもない宙返り方式でもつて落とすから、だから目標というものがあつてなきがごとき状態で、こういうふうに誤つてたまが落ちるのだ、こういうふうに言つております。これは気狂ひに刃物を持たしたよりもつとあふないやつを私どもは日常認めているというところになるのじゃないか。先般どのくらいのもが落とされているのかといふ問題についても、丸山長官は、衆議院での飛鳥田代議士との一問一答で、何か文書交換の中でははっきりしなかつたようですが、あとから飛鳥田代議士から指摘されて、非常に大きなものまでも落とされているという事実が明らかになつた。こういうことが言われているのであつて、私は、これは折衝されているのか、あるいは舌だけで愚弄されているのか、現状認識から言へば、もう日本の国民というのはモルトミみたいなものであつて、試験のために生命の安全なんていうものは保障されなくてもいいのだというような格好で公認されているのだと極言しているのだと思います。タローとかジローとかが南極で死んだら、とたんに全国から非難ごうごうの聲が上がつた。ところが、そんなところじゃなくて、人間がモルトミがわりにされるかも知れぬようなことが日常茶飯事で放任をされている。こういうことで一体返還交渉というものがいいのかどうか。先ほど長官がちよつと触れました

さらに、まあ最初から爆撃場はあったんだ、あとから原子力研究所がいったんだ、こういう関係はあるでしょう。

しかし、それには僕は保守政治の最も悪質な一つの現われがあると思うのですよ。ああいうことがあることを事前知っておつて、なぜあすこに研究所を誘致したのか、あすこだけでなければどうにもならなかったのかという問題があると思うんです。あれを誘致していった、そしてそれを認可した政治的ないろいろな問題というものを、これを言つたら、やはりこれはあなたたちの方がその責任と、それからそしりを免かれないという結果になると思うのです。だから、そういう政治上の欠陥やら現状やらを見ておつて、もしも被害が現実の問題になったときに、地域の住民がどれだけ大きな損害を受けるか、この点を認識したら、私は、責任を持つてこれは解決すべきだと思うのです。オリンピアの朝霞も大切でしょうが、それよりも教倍の問題は大切です。私は、朝霞が実現するなら、これが実現しなかったなら国内にどうこうとして政治的な非難が起ると思うのです。これを一体どうするのか。私は、これは単にゼスチュアだけでなしに、真剣な返事をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 私、基本的に原子力のそばに、過去はどうあれ、そういう事態がまた繰り返されることは避けるべきだということは御同感でございます。問題は、ただこれをどう持つていつて相手方に対して納得をさせるか、また、あるいは納得をしない場合に、その期間を一時中止させるか。ただ同時に、日米間には、御存

○国務大臣(西村直己君) 私も、基本的には原子力のそばに、過去はどうあれ、そういう事態がまた繰り返されることは避けるべきだということは御同感でございます。問題は、ただこれをどう持つていつて相手方に対して納得をさせるか、また、あるいは納得をしない場合に、その期間を一時中止させるか。ただ同時に、日米間には、御存

じのように、日米安全保障体制というものを持っております。また、他の基地で、私どものところに訴えてくるの

は、全部返還要求だけであります。ただいたずらに防衛庁長官、あるいは政府全体が、返還だけを日米で追っている、これは手がつかないことは火を見るより明らかであると思います。私は、こういうことに對しては、政府一体となって代替地の問題を考える。それから、従来なるほど軍港においても同じ問題があるのであります。片や軍港は、旧軍港市転換法で平和目的に使うのだということを言っているが、一方においては軍港というものがあるがあるわけがあります。これらもやはり今後はある程度はつきり調整をしていかなければならぬ段階になったと思うのであります、そこに何と申しますか、従来の歴史から言いますと、自衛隊もなかった、あるいは日米安保体制がなかった時代に起こった事態とか、あるいは日米安保体制がありました、自衛隊が警察予備隊であったような、いろいろの歴史のものが今日こういう解決を迫られている私は段階ではないか。その意味で、私は、今回起こしました閣僚懇談会とも、こういう高度の立場から考えると同時に、今のようない現実的に迫っている問題、これに對してはやはり真剣に取っ組んで参らなければならぬ。これは私ははなはだ微力ですが、科学技術庁長官も相当真剣な態度でおられますので、またわれわれも、この問題は単に防衛庁長官の立場だけではなくて、国務大臣としても他の閣僚とも十分相談し、総理も十分な御判断ができるように進め

て参りたいと、こう思つてゐるのであります。

○横川正市君　まあアメリカは相当気

を使つて、核を装備した軍艦が横須賀、佐世保に入ってくるときにはおろして入ってくるというよりなことを私も聞いているわけですが、そうなれば、この茨城の東海村におけるところの現状というものは、私ももつと真剣に考へてしかるべきではないか。片一方は注意をしたけれども、片一方は注意しないでは、せつかくのそりいうことも、私は、やはり反米的な思想につながらつて、マイナスにこそなれ、プラスにならぬと思う。ですから、今長官の言われたような趣旨で私も今回は了承いたしますが、ただオリンピックのたぬの朝霞が返つてきて——あそこが返らなかつたというときには、これは私どもはここであなたたちは答弁しても、私はどうすることもできませんが、しかし、これに対する批判というもののは相当覚悟してもらわなければならぬと思うのです。それで、この問題についてはその折衝の推移を見ることにいたしたいと思います。

それから、次は自衛隊の量より質に改善をしていくという問題であります。量より質に改善するということでは、いわば私はいろいろな問題があるのではないかと思います。その第一に、防衛任務についている人たちが、防衛任務についていることに對していろいろと批判を受けるということが、これはまあ一つの問題としては非常に大きな影響力を持つ、こういふふうに思うわけですが、たとえば先般あなたの方の代議士さんでありました中曾根さんが発行したもので、

それから、次は自衛隊の量より質に改善をしていくという問題であります。量より質に改善するということで、量より質に改善するということでは、いわば私はいろいろな問題があるのではないかと思います。その第一に、防衛任務についている人たちが、防衛任務についていることに対していろいろな批判を受けるということ、これはまあ一つの問題としては非常に大きな影響力を持つ、こういうふうに思うわけですが、たとえば先般あなたの方の代議士さんでありました中曾根さんが発行したもので、

今の自衛隊は、喜んでその命令に服するであらうかどうかわからないと、そういうような書き出して批判をされております。もちろん三百人近く、それから百三十何人のあなたの方の人たちがおるわけですから、防衛というその問題についても、いろいろと考え方の相違があることは、これは当然だと思ふ。しかし、その考え方の相違は、防衛庁長官によって集約されて、防衛法によってこれが代表されて、そうしてその過程のことはいざ知らず、強化の方向に向かつている。そういうことで私はちよつと内容としては十分じゃないと思ふのです。やはり一般としては、今の自衛隊は喜んでその命令に服してというの、いわゆる特別公務員ですから、いつ何とき命をささげなければならぬ、そういう大切な任務についている。その任務についている者に、喜んで命令に服するかどうかかわからぬ、こういうことは、これは現状として非常に問題があるんじゃないかと思ふのです。

それからもう一つは、国民経済と関連して防衛力の漸増計画を立てているのでありますけれども、まあある幹部はその必要を認めないというところが公々然と発表されて、そういうことで、いわゆる今の方向に向かつて、きわめて違った形の方針やら、あるいは批判やら、こゝろいったことがあることは、質的な変換をしなければならぬという、その根底に大きな障害になつてゐるんじゃないか。まずこの点で、長官としては、どのように対処されておられるか、これをお聞きしたい。

○国務大臣(西村直己君) 私、なかなか防衛というものは長い目で見ていか

なければならぬと思ひます。単に、簡単に結果を出すわけにはいきません。御存じの通り、それじゃほんとうに強いかと申しまして、現実によつてみなければほんとうの強さはわからぬわけですね。しかし、私は、中曾根君の意見は個人の意見ではありませうけれども、それは信じておりません。と申しますのは、率直に申しますが、今の自衛隊員は志願兵であります。志願制であります。従つて、ああいうことのきらいな者は全然入つてきておりません。いやな者は入るわけはないのであります。まずその前提が一つはつきり立つておると思ひます。じゃ、外から見た姿はどうなのか、これはドイツあたりの駐在武官でございまして、報告書を出しておりますが、日本の自衛隊の兵の質はいいと、こういうふうにはめております。私はこれらの点から、もちろん足らぬ点は今後努力していかなければならぬとせんけれども、中曾根君の言われるように、何か非常事態が起つたときに、自衛隊員が命令に喜んで服さないというところはあり得ないと思ひます。現実には、御承知の通り、静岡の島田で集中豪雨がございましたときに、非常な濁流の中を泳いでいつて兵員が一人死んで、あとに今その記念碑が立つております。また、この間の青森県のヘリコプターの墜落事件は、下北半島の方でお婆さんが盲腸炎になつて、その救助に吹雪をついて飛んでおりました。私は、やはり人の危難に先んじていこうという、そこに信頼感を持ちながら、足りない点は十分に補つて参る、こう考えておりました。自衛隊をもっと同じ保守党の諸君にも

理解をいただき、同時に、また国民にも御理解願うように努めたい。今日の岩手県の災害にも、約千名近くの自衛隊が各地に出動をして、現実にお役に立つよう若い青年たちが努力いたしているのが現状でございます。

○横川正市君 これは認識の相違で、意見ですから平行線かも知れませんが、災害とか、一般の天変地変によるところの出動という場合と、それから戦時の出動と、心がまえがまず違ひます。私も、一尺四方の爆薬を背負つてカタピラの下に入る演習をたくさんやりましたが、演習のときは非常によくやりましたが、しかし、いざ向こうから戦車が出てくると、こつちから爆薬をかかえて行くといふときには、これはそのときは気が狂つていふような心理状態でなければ入つていけないのです。そこで、そういう精神を持つには、今の状態であつたが信頼するようにならねばならぬかどうか。これは私は非常に大事な問題だと思ふのです。私たちは、自衛隊は憲法上の論議として持てないという点が一点と、それからもう一つは、今これを待つことより、もっと民生安定に努力すべきではないかという経済上の理由、そして最後に、守るに足るものがあつて、国民一人々々が全部が一致したときに私はほんとうの防衛という力があつてくるのであつて、今のままで、それは望むべくして望めない状態ではないか、こういう判断の上に立つていろいろ質問しているわけですか。これは私は何でもかんでも否定論だということでは聞かれては非常に誤解を生むと思ふのです。そこで、今の問題、一番大きな問題は、やはり今の自

衛隊の隊員さんたちの非常に勇敢な事例もあるであらうし、また、災害や何かに出動された場合には、部落こそって感謝を決議するという事態もあるであらうし、しかしそのことをもつて事足りるというところは、これは私は論議としては当たらないと思ふのです。実際には、やはり災害や何かで命を落とすなんていうことは消防夫でもやるのですから、ですから、そのではなしに、ほんとうに強くなるといふことには、もつと根底から私は考え方をまとめていく必要があるのではないかと、それには、まず賛成をされてゐるあなたの党の中においてすらこういう不信行為があるのでありますから、その不信については、これはやはりこの点を明らかにして、どうされるのかを方針として持たなければいかんと思ふ。

それからもう一つは、これはドイツの再軍備の進んできた経過を大体ずつと見ますと、西独では片やブラッセル条約があり、片やNATOの加盟という条件があつて、そして志願制度がとられ、やがてこれは軍備に関する基本法が改正されて、一九五六年の三月十九日に徴兵制が布かれていたのであります。それであつても、この中に防衛義務法というのが制定されて、その中には、良心的戦争義務の拒否者の代替役務については、第四第三項と第七十三条の第一項にそれぞれ設けられてゐるといふことが書かれてあるわけですから、これは私は日本の何といふか、指導精神といふべきか、あるいは自衛隊の精神教育といふべきか、いわゆる命をなげうって国防の任務につくという精神の中からは、いさ

さか不思議にとられる条項ではないかと思ふのでありますけれども、長官としてはこういう条項、今の自衛隊法の義務にも全然ありません。これはもつとも特別公務員という官吏の役目でありまして、そういうものはありませぬけれども、こゝろ西独の徴兵義務制の中においてもこゝろ制度があるという事実については、長官としてどのようにお考えになつておられますか。

○国務大臣(西村直己君) 徴兵制を布いてゐるアメリカあるいは西独等においては、宗教その他の立場から兵役を拒否する多少権利は法律的に認めてゐるんじゃないかと思ひます。ただ日本のは、御存じの通り、志願制度でございまして、そういう問題は全然起らないのであります。自衛隊、いわゆる国防というものは、自分が進まない者は一人として志願してこないと思ふのであります。それからお言葉返すようにあります。災害は消防団と同じじゃないかとおっしゃいますけれども、私は質が違ふと思ふのであります。要するに、平素日夜非常な規律訓練を手へしている結果が、災害においてあれだけの力が出て参るのであります。単にそのとき半鐘が鳴つたからかけつけて多少の消火活動をやつてゐる消防団とは、私は、今日の自衛隊は質が違つておるということだけは御認識をいただきたい。ただ私どもの努力点において、一部外からの空気だけを見て、自衛隊員というものは役に立たぬじゃないかと、あるいは自衛隊は喜んでやるか、こゝろ議論が出て参ると思ふのであります。少なくとも

も自衛隊の相当数のものは、私は信頼に足り得るというふうに思っておるのをごさいます、その点御了解をいたしたいと思ひます。

○横川正市君 まあその点はそういう試験をするあれがないわけですからね、実際上どういふあれなのかは非常に問題だと思ひますけれども、この「よい中隊育成のために」という中には、長官の言うのとはだいぶ違つた内容が非常にたくさんあつて、それでいろいろとあなたの言うように、強くするためにどうするかというのを書かれてあるわけなんです、一つ信頼をされてある長官の気持はどうかとしますけれども、問題はあつたというふうに私は考へます。そこで、志願制度の形でこのまゝいゝとしたとして、その中で今私が言ひましたような、良心的な戦争義務の拒否者という形のものが出てこない、こゝういふうちに長官は確信をされておるようであります。しかし、事實は二年ないしは再義務について四年、そういうことで實際上一般に地方へ出てくるわけですね。そして予備制度というものがなく、こゝういふ制度の中で機構としては動いてはいるわけですが、あなたは、この機構をこのまゝにしておいてあなたの信頼する隊員というものが育つと、こゝういふに考へておるのか、それとも、これは自衛隊の「旬刊広報」の中にもありました、ある陸佐の人が、自衛隊の募集に応ずると、そうすると自動車運転も習える、それからいろいろな技術も覚える、除隊すれば民間に出てすぐ就職ができる、こゝういふことで募集をしておるといふことで、大へん腹を立てている記事がありまし

た。事実上志願をする気持というの、命を的にして有事の際には動くというところが先になるのか、それとも、募集をされてある方法によるところの技術を覚え、就職に不安がない、こゝういふところにあるのかという点については、これは私は長官として真剣に考へておくべき問題だと思ひますのでありますが、この点どうですか。

○国務大臣(西村直己君) 先ほどの、かりに出動時における拒否等については、法律等ではつきり規定がございまして、出動時において職務を離脱した者は、もちろん防衛庁長官以下服役しなればならぬような刑法上の罰があるわけでありまして。自衛隊としてあるわけですから、特殊の規定がそれから同時に、自衛隊員は全部、非自衛官まで宣誓をして防衛庁に奉職したとしておりますので、シヴィリアンでさえも宣誓をいたしておられますから、シヴィリアンの中からでも、そういう拒否は宣誓に対しては困難であると思つております。しかし、お説のように、隊員がそれでは全部人のために先に死んでいくために入つて来るのか、そう私は簡単には割切つておりません。おっしゃる通り、人間でございまして、そこには人間性というものは十分考へなければいかぬ、言いかえれば家庭の平和と将来への人生の希望という、若い青年を十分に考へながら、同時に、また現在についている任務の正しさ、尊さ、これをやはりよくかみ分けて理解をしてもらふように、これは強制力ではございりませんから、その意味では私どもは、隊員が、率直に申し上げますが、昔のような員数をそろえて点検をござかすとか、あるいはびんたを張つてや

るとか、ですから一面から申し上げますと、自衛隊の隊員が、ちよつとごらんになりまして直立不動でないだけに、形が悪いように見えますが、私はむしろ徴兵制をとつていない、また一面において自分の仕事として理解した上で命令をやつていこうという意欲は、前の徴兵制よりは盛んであるのじゃないか、この点は私はやはり断絶に研究しながらその面をやつていかなければならぬと思ひます。なかなかおつしやる通り、私は簡単な問題ではないことは十分存じておりますが、ただ長官として、自衛隊員を私はやはりこゝういふ気持で信頼をしながら、より以上いふものに、お役に立つようになつていかなければならぬ、このやうな気持を申し上げた次第であります。

○横川正市君 自衛隊法によれば九十日間の防衛任務があるわけですから、予備役の定員の充足を今度五万人するものでありますから、かりにこれが五万であつても十万であつても、一休一朝有事のときの態勢としてはこれでいいとお考へになつておられますか、それとも充足率はこれは何日ぐらいいいかな、こゝういふやうな九十日間の任務にはどういふにたえられないといふやうにお考へになつておられますか。

○国務大臣(西村直己君) これは国の政治の大きな問題でございまして、われわれは外交の面から、できるだけ有事といふものを避けたい、その努力をして参らなければならぬと思ひますが、万一事務の場合におきまして、予備兵力が、あるいは予備の戦力が足りないという点は、直接の戦力として不足しない、こゝういふ点は率直に認めます。ただ問題は、国土の防衛をやる

に単に兵隊とか、軍人とか、こゝういふ者だけがふればよいのじゃなくて、さらにこの後方の全般の国民の気持でございまして、それがやはり支援をしてくれるといふことが何といたつても根本問題だと思ひますのであります。直ちに私はそれじゃ憲法を改正して、法律を改正して、形の上の予備兵力をさへ作れば大丈夫だ、こゝういふふには私は割切つていないのであります。私はやはり基本は、国民の国を守るという雰囲気を作つて参る、その上においての今後は制度的なものを順次よく工夫して検討して参りたい、こゝう考へております。

○横川正市君 百歩譲つて、防衛力といふものの力としては現状として大体満足すべきだと考へて、それで兵員の募集とか、これからまた増加していくわけですね。それだけではなしに、私は今度は相当優秀な精神、それから体格、こゝういふものの持ち主でなければ訓練には耐えられないと思はれる航空乗員の確保、それからもう一つは、かりに波聴器とかあるいはミサイルの兵器が入つて参りましたも、普通より以上の能力を持たなければ完全な操作が困難だと思はれるやうな分野に合わせ兵員を充足していくとして、長官の考へ方をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 先ほどもちよつと触れましたが、技術の面に対しては、若い青年は将来の一つの人生の就職の問題もあるであります。技術要員につきましては、かなり複雑な面でも志願者が多いのでございまして。むしろ私は、一般兵員について質のいいものを探ることにやはり苦労する。技術要員の方は比較的志願者は

殺到して参る。今後また学校の教育も、かなり科学技術奨励と申しますか、尊重という時代でございまして、その面は比較的私は心配しない。むしろ景気が上昇しますと、技術の優秀な者を民間が抜くという、一番いい例が、航空パイロットのごときは、非常に苦勞して養成する。それを抜いていきたいといふやうな面があるくらいでございまして。

○横川正市君 私は、その充足をするのに一番問題なのは、やはりあなたが今言われたやうに、民間で欲しい人間が、はたして防衛庁の任につけて入つてくるかどうか、この点を長官として、せつかく優秀な飛行機や機械を装備したけれども、これを操作する人がいない、こゝういふことになりかねない状態というものが、これが国の景気の上向に従つて出てくるのじゃないか。それをどういふに充足するつもりか、これが私の聞きたいところなんです。

それからもう一つは、先般、週刊誌に報道された上野の山にジープでもって浮浪者を探しに行ったといふこと、最初ほうそだとおつたけれども、あとで大体ほんとうだと、報道の意味もあつたといふことで、こゝで明らかにされたわけなんです。先般私ども、今はある程度充足率は、先般私が視察したときは、将校は大体満足すべき状態である。しかし、下士官、兵については相当不足を来たしている。ある所では七二、三〇の充足率である。こゝういふことで、實際上の兵員の充足といふのは、最近の経済の進捗とあわせて、困難なやうになつておると思ひますが、こゝういふ現状

○横川正市君 百歩譲つて、防衛力といふものの力としては現状として大体満足すべきだと考へて、それで兵員の募集とか、これからまた増加していくわけですね。それだけではなしに、私は今度は相当優秀な精神、それから体格、こゝういふものの持ち主でなければ訓練には耐えられないと思はれる航空乗員の確保、それからもう一つは、かりに波聴器とかあるいはミサイルの兵器が入つて参りましたも、普通より以上の能力を持たなければ完全な操作が困難だと思はれるやうな分野に合わせ兵員を充足していくとして、長官の考へ方をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 先ほどもちよつと触れましたが、技術の面に対しては、若い青年は将来の一つの人生の就職の問題もあるであります。技術要員につきましては、かなり複雑な面でも志願者が多いのでございまして。むしろ私は、一般兵員について質のいいものを探ることにやはり苦労する。技術要員の方は比較的志願者は

○横川正市君 百歩譲つて、防衛力といふものの力としては現状として大体満足すべきだと考へて、それで兵員の募集とか、これからまた増加していくわけですね。それだけではなしに、私は今度は相当優秀な精神、それから体格、こゝういふものの持ち主でなければ訓練には耐えられないと思はれる航空乗員の確保、それからもう一つは、かりに波聴器とかあるいはミサイルの兵器が入つて参りましたも、普通より以上の能力を持たなければ完全な操作が困難だと思はれるやうな分野に合わせ兵員を充足していくとして、長官の考へ方をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 先ほどもちよつと触れましたが、技術の面に対しては、若い青年は将来の一つの人生の就職の問題もあるであります。技術要員につきましては、かなり複雑な面でも志願者が多いのでございまして。むしろ私は、一般兵員について質のいいものを探ることにやはり苦労する。技術要員の方は比較的志願者は

○横川正市君 百歩譲つて、防衛力といふものの力としては現状として大体満足すべきだと考へて、それで兵員の募集とか、これからまた増加していくわけですね。それだけではなしに、私は今度は相当優秀な精神、それから体格、こゝういふものの持ち主でなければ訓練には耐えられないと思はれる航空乗員の確保、それからもう一つは、かりに波聴器とかあるいはミサイルの兵器が入つて参りましたも、普通より以上の能力を持たなければ完全な操作が困難だと思はれるやうな分野に合わせ兵員を充足していくとして、長官の考へ方をお聞きしたいと思ひます。

を、先ほど言ったように、将来はどうあつても、これを満足すべき状態だと判断をして、なおかつ、こういう状態にあるのだけれども、これをどのよう

に充足をしていけるか、この点が聞きたい、こう思うわけです。

○国務大臣(西村直吉君) 技術者は、確かに、優秀な技術者が集まらぬじゃないかというところがございますが、私は十分これは詳しくは把握していませんのでありますが、医官であるとか、あるいは技術の職員、いわゆるシヴィリアンでございますね、こういう面におきましては、民間待遇がいいと、なかなかいい人がたくさん来ないじゃないか、ただ海空の方になりますと、募集において優秀な資質の兵員、それを技術というものを持った下士官とい

いますか、そういう訓練養成は必ずしも困難ではない。むしろ陸の方でございますが、陸でもいろいろな技術面もございまして、一般の陸の募集については、御承知の通り、必ずしも楽でないというところは率直に申し上げておるのであります。ただ、これに對しましては、われわれはできるだけやはり國の守りというよりなものは御理解いた

だくと同時に、先ほどお触れになりましたように、隊をやめた後の青年が、やはり明るい自衛隊に自信を持ちながら、しかも社会に、よい意味で、何といひますか、買われていくという、言葉は悪いのですが、迎えられるべく、こういう状態に行かせたいためには、私は、いろいろな雇用の方面、言いかえれば、自衛隊へ入ることによつて、さらに集團的にいい方面でこれを採用して下さる。しかも、その間におい

て、それにふさわしいような、雇用関

係の方でも、より以上歓迎するような雰囲気人間を教育していく、こういうようなことは、部内でも方策を検討し、単に防衛庁だけの問題じゃござい

ませんで、通産省、労働省、その他産業界とも近く雇用の協議会等も作つてやろうじゃないか、こういうふうに努力はいたしておるのであります。

○横川正市君 私、この面でも非常に不満足な状態だと、こういうふう

に判断していいのではないかと。あわせて、先般来から、伊藤委員、山本委員から指摘をされましたように、装備上の問題等につきましても、きわめて不満足な状態にある。私は、少なくともこれは満足すべき状態というのは、第二次防衛計画の中で明らかにされてお

るような、いわゆる四十一一年までの計画が、これが完遂されて、それで満足になるとか、あるいはさらにその次に年次計画が作られて、さらに努力をして、それで満足になるとか、そういうものではなしに、相当問題が将来残されていくのではないかと、こういう点で兵員とか装備とかいう問題について考

えているわけです。ですから、この点についてはおさなりにならないように、各般の一種賢明な指導といひますか、対策といひますか、そういうこともあつてしかるべきではないかと思

うのです。そこで、もう一つ問題になりますのは、これは防衛産業の問題です。太平洋戦争までの日本の防衛産業を一〇〇といひますと、大体今の日本の防衛産業は何%になりますか。

○国務大臣(西村直吉君) ちょっと政府委員の方も、急なあれでございますが、た

だ、こういうことは御説明でやつて参りましたし、また事実でございますが、総工業生産の中で一%というものが防衛産業に現在当たつております。きわめて戦前の状態から見ますとい

うと低いものでございまして。ただ、私どもは、防衛産業というところ、一部で死の商人でも養うのじゃないかという誤解も起こりやすいので、むしろ私どもは防衛産業の国産化、こういう言葉で今日リードしていきますれば、防衛産業

といひますか、アメリカから一切兵器を輸入されるだけで一時を糊塗していくのではなくて、いかなる装備をしていくのでも、それは国民の手によつて作られていく。また、それが国民の収入に引つ張つて参りたい、こういう考

え方もある。第二次防衛整備計画の中に織り込んであるつもりであります。

○横川正市君 どうも防衛力という力、戦力と言えないから、実力といひますが、実力というものは、私が今一つやつて参つたものがみんな防衛の実力だと思ひます。ところが、その実力が不明確で防衛力があると思ひ

われども、議論としてはあると思ひます。すけれども、ほんとうの実力というものは、どうもないのじゃないか、こ

ういふに考へざるを得ない。もしあるなら、これはやはりはっきり資料上も統計上もしておかなければならぬのです。私は、日本が独力で太平洋戦争をあのさまで戦ひ抜いた、こういう力を一〇〇とすれば、一体今の防衛産業の持つておる力というものはどのくら

いですか。自衛隊発足後十年でありまして、まだまだ大へんでしょうが、それにしても、日清戦争から日露戦争

まで十年、あの間につちかわれたものといふものは相当なものです。八八艦隊でもできておれば、もつと大へんなものになつたと思ひます。今の防衛といふものは、思想ではあるけれども、影

ではなかつたと思ひます。説明の仕方なんです、きわめて不満足ですがね。もう一度一つ……

○国務大臣(西村直吉君) 非常にむずかしいのでございまして、防衛の実力はどうか、一番早いのは、戦争でもあつて戦つてみれば実力の結果が出るのでございまして、産業面であらうが、兵員の力でありましようが。しかし、災害のときは、単に労働力だけじゃございせん。いろいろ活動をやつてお

りまして、通信もやつております。災害の際にヘリコプターも飛んでおりま

して、これらがやはり災害に對してある程度の寄与をしておるといふことは、もうすでに御不満、あるいは御満足ではないにしても、一万人動けばやはりいろいろな能力が上がつておるといふような面から見て、実力といふものは災害を通して出ておるのじゃないかと私は思ひます。

それから防衛産業は、なるほど生産という結果から見れば百分の一といふことではございまして。しかし、その力といふものは、たとえば船舶の工業にしましても、今日では造船能力において

は、時期によつては世界一の造船をやつております。こういう面は、やはりかつての旧軍の時代に軍需産業として栄えた力、技術といひますか、力といふものが出ております。あるいはかつての航空機工業のなごりが、それぞれオートバイになり、自動車工業になつていくとか電子産業になつてい

くとか、そういう面はやはり直接の平和目的ではございまして、残つております。これらと防衛産業と申しますか、直接の防衛装備とをかね合はして

いけば、私は十分に力が出てくると思ひます。ただ戦争中の力を幾らと計算して幾らとやるには、ちよつと私計算の方法がむずかしいと思ひますのでござい

ろといつたら切りかわるのかもれま
せんけれども、しかし、修理程度のも
のはあちこちで見ますもの、生産と
しては私はできておらないんじゃない
か。そういう点から防衛産業という
のを将来どうするか、それを聞
きたい。そういう点では、私は、やは
り防衛産業が、あなたの言うように、
すぐ平和産業に寄与されたり、あるい
は国民の経済活動に、技術進歩に大
きく現われてくるという簡単な考
え方をしているのです。やはりこれ
はある時期というものはロスがあつ
て、そのロスは、いわゆる防衛費とい
うものが生産を伴わないということだ
から、相当大きなロスがある。それが
成長率にどう影響力があるかというこ
とになれば、問題が相当あると思ひ
ます。ことに先般も下村委員がきわ
めて不満のようであつたんですが、今
度の施政演説にも、総理は防衛問題に
は一言も触れておらない。それも経済
成長計画の中で防衛費というのが一体
どういう役割をするかということにつ
いても一言も触れていない。分配その
他の問題については触れていない。こ
れは触れなくていいんだという説明だ
けでは納得しない問題があるわけ
です。しかし、防衛産業がすべての計
画のつとめてどういふに進捗する
かは、私は少なくともこれはこの倍増
計画というものに相当影響力を持つ
らうと思ひます。そういう点で防
衛産業をどう育成されていくのか、こ
れをお聞きしたかったわけですが、残
念ながらお聞きできないわけであり
まして、またこれはあらためて私はお聞
きたいと思ひます。

そこで、これは全体的に見て、これ
は集団安全保障条約に基づいて、集団
のこの力でもって防衛するという考
え方が非常に濃厚だ、それにたよるとい
う形のものが非常に強い。こういう
うに考えるわけでありまして、その点
について一、二お聞きをいたしたいと
思ひます。その点で、まず、この安全
保障条約等については、これは協定等
の結ばれた内容によつて行動をするの
が私はこれは順当だと思ひます。こ
が、突発のことで、そういうことが
起こらないとか何とかという問題はあ
るであらうが、全体としては、
やはり日米のいわゆる集団安全保障
条約によつて安全を保障するという立
場に立つて両者が行動をする、そう
いうことになれば、勝手気ままにや
るわけじゃないのでありまして、おそ
くこれは日米の作戦分担のための協
定があるのではないか、こういうふう
に思ひます。思ひます、この点につ
いて一つ説明をいただきたいと思ひ
ます。

○国務大臣(西村直己君) われわれは
特にそのための協定というものは作
てはないのでございます。ただ御承
知の通り、われわれは国の自衛隊法に
定められたる自衛の任務、しかも、そ
の自衛の任務を果たすのに、相手方の
出方、言いかえれば侵略の態様によ
つて非常に自衛の任務が基本的な、あ
るいは力の面から千差万別があるの
であります。態様は侵略といひますか、相
手方の出方によつて変化があるのであ
ります。そこで、その出方いかんによ
つては千差万別の態様によつて、日
米間の共同防衛と申しますか、わが国

が侵略を受けたときは米軍が出動す
る、武力攻撃という条文があるわけ
であります。ただいふんな態様は、われ
われの方の戦略、あるいは戦術と申し
ますか、それを専門的に研究して
幕僚間におきましては、不斷にいろ
ろ連絡をとらしたり、研究をさした
り、こういうふうにして研究するわけ
であります。ある一定の事態があつた
らうなるんだという協定を結んでい
る段階でもない。また、それは今必要
ではないんじゃないか、こういうふう
に考へているわけでありまして。

○横川正市君 そうすると、この現
状、たとえば日米合同演習などが行
なれる場合、これは何も演習のための
協定も何もなくて、お互いにその場
の場で話し合つて演習計画を立てて実
施をする、こういうことになるわけ
ですか。

○国務大臣(西村直己君) アメリカと
比へますと、日本の自衛力というもの
はきわめて小さなものであることは、
これは御理解いただけると思ひます。
これはアメリカの何といひますか、
強力でございます。そこで、われ
われの方は、演習しますにも、国土の
防衛でございますから、きわめて領空
あるいは領海のものの回りを守るわ
けであります。ただ、われわれの方に
は船も足りませんし、それから、ある
場合には標的艦も足りません。言いか
えれば潜水艦が出没するといふ想定を
もたせません。潜水艦は現在二はいし
かございませぬ。そういう場合に米軍
側の共同によるという演習が多いの
でございます。従つて、それは何も平素
からちゃんとこまかな規定を設けな
い、大体作業計画等、各幕僚部で毎

年作りまして、その場合に、こういう
演習をするについては、それじゃあ一
つ協力をしてもらいたい、こういうよ
うな格好でやつてゐるのが現在でござ
います。

○横川正市君 小さい力と大きな力と
か、だから協定が結ばれないとか何と
かという問題じゃないと思ひます。
よ。こういう極東地域におけるとい
う構想でなくとも、日本の安全を保障す
るための考え方からいって、大と小
と合わせたら、どれだけという形の
演習ができるかという問題は、おの
ずと私は計画書としてできるんじゃない
か。そうすると、これはまあ最近副
大統領が東南アジア諸国を回りまし
て、かつて統合防衛司令部構想とい
うのが出たわけですが、おそろしくこれ
に日本が参加するといふことは考えられ
ない。そうすると、これは日米連合司
令部というふうなものを設置するよう
な構想があるのかどうか。それがなく
して、漫然とその場の場面に当たつて
いるということになると、まことにた
よりない話だと思ひます。そこで、こ
の点について一つ説明して下さい。

○国務大臣(西村直己君) 今のところ、
われわれは日米統合という考えは
ございませぬ。われわれの任務は国土
のいわゆる自衛でございます。その範
囲内における任務を尽くし、そうし
てその範囲内における必要な限度に
おいての有事の場合においては連絡協
調、従つて、統合幕僚、統合司令部を
こしらへ、どっちかが一方において安
保体制のもとにおいて指揮権を持つ。
こういう考え方はないのであります。

○横川正市君 そうすると、先ほど
ちよつと私がつと実力をお聞きして
いきましてが、答弁から受けた私の感
じとしてかまわありませんが、ほかの
委員はどうかわかりませんが、この実
力ではやはり独力で守れないから集
団安全保障にたよるといふ、集団防衛
にたよるといふことが非常に強く期待
をされてゐるのじゃないか。そういう
状態下にあつて、日米の——これはだ
れにたよるかといつたら、アメリカに
たよることになるわけですから、日米
間の何らかの作戦分担協定も、演習の
ときでさえそういうものがないのだ、
その場その場で相手方がどういふふう
に攻めてくるかどうかはわからないか
ら、攻めてくるあれに従つて即刻対処
するといふことでは、答弁としては不
満足だと思ひます。しかし、実際の対
処としては不満足な態度だと思ひます
が、それでわれわれが満足しろと言つ
ても無理だと思ひます。もう少し事情
を——何かこれは秘密の関係で言われ
ないといふのならしうがないのです
か。

○政府委員(加藤陽三君) ただいまお
尋ねになりました点でございますが、
日米共同防衛体制をとつてゐるわけ
なものでございます。大きな見地から申
しますと、われわれは日米共同安全保
障体制というものを、米国の持つてお
りますところの大きな戦略的な打撃力
と申しますか、これと相俟つて日本を
侵略から抑制をする。もしも攻撃があ
れば大きなアメリカの力というものを
背景にして報復される、そういうこと
によつて侵略の企図というものを防ぎ
まして、侵略の起こらぬようにする。
こういうのが一番大きなねらいでござ

います。その意味におきまして私は日米間の分担というものがあろうかと思うのです。日本側で戦略的な打撃力を持つというふうなことは考えておらないのであります。その面は、これは米軍の力に依存する、それ以下の事態に對してはどうするかということが問題になるわけでありまして、私どもは侵略のないことを期待しておりますけれども、もしありました場合には、これは、それはまあ局地戦——世界戦争ということになれば、これは問題に別でございまして、局地戦以下の侵略に對しては、できる限り相当範囲のものは日本が独力で対処し得るような力を持ちたい。それ以上になると、これはもう米軍の応援を得まして、共同で当たるということを考えているわけにございまして、個々の演習とかその他につきましてどうかというお尋ねでございますが、根本の方針といたしましては、日本の防衛につきましては、米軍と日本とは同一司令部を設けない。日米それぞれ司令部を別に設けて、相互に緊密な連絡を取りながらやっていると、こういうことを根本に考えているわけにございまして、それならば作戦の区域なり何なりの協定があるのかということにございまして、これはやはりなかなか現実の問題となつて考えなければならぬのでありまして、第一どういふ侵略があるかということを一面に置いて想定をしなければなりません。これが予想の通りでありますれば、これはもう勝つことは間違いないのであります。ところが、なかなか現実はいかぬ。と同時に、日本にそういう事態が起つた場合におきましての極東の情勢というものがどうかということも

た考えなければいけないわけでありまして、アメリカは太平洋に太平洋軍というものを持っております。太平洋空軍、太平洋陸軍、太平洋海軍、それぞれの部隊を持っておりますけれども、この担当している区域というのは、御承知の通りと思ひますが、非常に広いわけでありまして、第七艦隊について申しまして、これはアリューシャンからインド洋までの警備を担当しております。太平洋空軍には二個軍にございまして、これもやはり一つは日本に司令部があり、一つはフィリピンにある。そして相當の担当区域を持っております。陸軍については、これは朝鮮に二個師団、それからハワイに一個師団、それから沖縄には海兵師団、空挺部隊というふうなものを配置しております。日本に侵略があつた場合にどの地域がどうするということもあわせて考えなければいかぬわけにございまして、日本だけで単純に事態が起こるならば、アメリカとしても相當これくらいのことには協力できるということは言えましようけれども、なかなかその想定というものがむずかしい。で、根本的にいろいろな場合を想定いたしまして、幕僚間におきまして意思の疎通をはかりまして、どういふ事態につきましても、一応何とかやっていると、いふふうなことは考えておりますけれども、具体的にそれではどこにどれだけの兵力を集中していくかということまでは、實際問題としてはできないのであります。演習につきましては、長官がおっしゃいましたが、われわれが米軍との合同の演習をやっておりますのは、これは二つの目的でやっておりますのであります。一つは、先ほど長官

がおっしゃいました通り、飛行機にいたしまして、まだわが航空自衛隊で持つております飛行機はマツハ以下で、早いスピードの飛行機は持つておられないのであります。早いスピードの飛行機をいかにしてリーダーでとらえ、いかにして早く要撃するかということになりますと、米軍の持つております飛行機を借りなければならぬ、こういう関係もあつて、潜水艦につきましても、長官のおっしゃいました通りであります。そのほか掃海等の訓練等も一緒にやっておりますが、これはアメリカのすぐれた掃海技術というものをわれわれが習うという意味で演習をやつておるわけにございまして、演習そのものが、大きくは作戦の計画に結びつくわけにございまして、それぞれそれがすぐに作戦計画に具体的に結びつくということにはなつておらないわけにございまして。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ。

○横川正市君 いろいろありますが、大体二時間ということですからやめますが、しかし、私が今ずつと明らかにしていったことが、実は防衛任務というものを果たさなければならぬと主張する側に立つて、少なくとも答弁その他で準備されておかなければならぬ問題ばかりで、私どもは反対の立場に立つておるわけにございまして、その点からすれば、これはもうきつめて不満足だつたということになると思ひます。

しかし、なお細部にわたつて質問をする準備をいたしておりますが、時間が過ぎましたので、私はきつめて紳士的にここで終了いたしますが、将来はこの点に十分注意されるようにお願いしたいと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記を始め。

次に、恩給法等の一部を改正する法律案、

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、

以上三案を一括して議題といたします。三案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側出席の方は、藤枝総務長官、八善恩給局長、船後主計局給与課長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○下村定君 私は、恩給法等の一部を改正する法律案について、総務長官の御意見を伺ひます。

今度出されました修正案は、長年の懸案でございますところの、いわゆる赤紙返召者を主体とする七十五万の人に対する恩給法の不合理を是正すること、このほか傷痍軍人、遺族その他につきましても相當の考慮が加えられておりまして、私どもは、この法案がすみやかに成立し、実現されることを希望してゐるのであります。この際、私のお伺ひしたいことは、今度の修正によりまして、恩給問題は実はまだ解決しておらない点がある。時間の関係上、その点を私は申し上げまして、それに対する長官の御意見を伺ひます。

その第一点は、現在の恩給法のワク内におきまして、まだ十分に解決されておらない問題があると思ひます。一例をあげますと、去る二十八通常国会におきまして、当時の総理府総務長官の今松氏から御答弁のありました九項目があります。それは、政府として十分検討の上で善処するというお答えでありました。その中でまだ解決をされてないものが相當残つております。これらは引き続きぜひ解決をお願いしたい。

またもう一つは、大東亜戦争というもの、従来の戦争と、その規模におきまして、また様相におきまして、非常に変わつておりましたために、従来の恩給の概念では、恩給法の対象にならないものが相當残つておると存じます。たとえて申しますと、命令によつて軍人、軍属と同じように戦地で働いた赤十字の看護婦でありますとか、あるいはこれまた命令によつて軍人、軍属と同じように働き、あるいは名称だけ軍属の地位をもつた国策会社の社員でありますとか、そのほか軍人でないために、いわゆる戦犯として抑留されても、何らの手当を受けてないといふような、つまり恩給法の従来の恩給概念からはずれて、恩給法の対象にならない人が相當残つております。特に私が気の毒に思ひますのは、これらのワク外の人は人数が少ない、それから

団結もできない、また、支援してくれ
る人もないというので泣き寝入りをし
ている。これは私はどうしても国家と
して救ってあげなければならぬと思
う。それを恩給のワケ内に入れるかど
うかということは別問題として、これ
を捨て置くことができないという感じ
がいたします。

いま一つは、いわゆる国民の所得倍
増とか、あるいは民生の向上という
ことが強く叫ばれておりますが、国民
の中には、恩給だけにたよって、働く
こともできないで生活しておる人が相
当あると思う。これは今すぐでなくて
も、将来はこれはやはり国としてみて
あげなければならぬものだと思います
。そういふような三点につきまして
総理府総務長官のお考えを伺いたいと
存するのであります。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいまお
話の通り、実は今回の改正によりまし
て、昭和三十三年の臨時恩給等調査会
において取り上げられた問題の大部分
のものは解決をいたして参ったと存じ
ております。しかしながら、御指摘に
もありませんように、この前の改正の
際における衆議院内閣委員会において
の当時の総務長官の答弁の中で、なお
解決をしないものも御指摘のよう
にごさいます。さらに、おあげになり
ました、少なくとも現在の恩給制度で
は取り上げられないが、しかし、何ら
かの処置をしてあげなければならぬ
のではないかと思われるようなものが
ございます。

第三には、今後恩給の額をどうする
かという問題もございます。それらの点
につきまして、第一の、当時の衆議院
内閣委員会における総務長官の答弁の

中の問題につきましては、さらに今後
検討をしていかなければならないが、
しかし、何とかそれは解決をして参り
たいと存じております。それから、少
なくとも現在の恩給制度では取り上げ
られない問題ではあります。援護法あ
るいは新たな制度を必要とするものも
あろうかと存じます。これらについ
ても十分実態を調査し、さらに研究を
重ねて参りたいと思ひます。

それからベース・アップの問題につ
きましては、これは当時の臨時恩給等
調査会におきましての御意見もござい
ます。それで、この恩給制度そのもの
は、当時、退職当時あるいは死亡当時
の給与額並びにそれまでの勤務年限、
こういふものが中心になつて行なわれ
ておるのはございまして、しかしな
がら、だんだん社会情勢、経済情勢が
変わつて参りまして、たとえば公務員
についてもベース・アップが行なわ
れたから、当然にそれにスライドして
上げていくといふことはいかかと存じ
ますけれども、公務員制度自身のベ
ースが上げられるというところは、いろ
ろな生活の状態、経済の状態、社会状
態が変わつて参つたゆえんでございま
すので、そういう点も考えまして、将
来この恩給そのもののベース・アップ
という問題についても十分に考慮を払
わなければならぬ問題であると信じ
ておる次第でございまして。

○下村定君 ただいまの御答弁を了承
いたしました。今後ぜひともこれらの
点について御検討の上、善処せられん
ことを重ねて強く要望いたします。
なお、今回上程せられております修
正案については、これを実施するにつ

いて相当むずかしい点があると思ひま
す。と申しますのは、もうすでに戦後
十五年もたつております。これを調査
しますにつきましても、また、裁定を
するにつきましても、従来とはほど困難
性があると思ひます。この点につきま
して、総理府は関係当局と協力をせら
れまして、その促進に御尽力あらんこ
とをお願いいたします。

私の質問を終わります。
○委員(吉江勝保君) この際、お諮
りいたします。
松村秀逸君から委員外議員発言の要
求がございしますが、これを許すことに
御異議ございませんか。

○委員(吉江勝保君) 御異議ないと
認め、さういふいたします。
○委員外議員(松村秀逸君) 今度の恩
給法改正は、多年の懸案でありました
加算問題など、不均衡の是正に重点を
置かれておりまして、私は賛意を表す
るものでございまして、以下二、三恩
給問題について簡単に御質問いたした
と思ひます。
恩給の受給額が勤務年限によつて差
異があることは当然でございまして。普
通恩給年限に達したものは勤務年限が
一年増すごとに百五十分の一ずつ増加
することになっておりますが、加算が
ついて恩給をもらふものは、実役年が
恩給年限に足りません。その不足分に
対しましては、一年について百五十分
の四・五ずつ減額されることになりま
す。つまり恩給は、グラフで書いてみ
ますと、実役年限に従つて百五十分の
一ずつだんだん減つてきますが、加算
がついてもらう人のところになります
と、百五十分の四・五ずつ減るわけで

ございまして、がた落ちになります。
この減額率は三十三年の改正までは百
五十分の三・五でございしましたが、こ
のときの改正で百五十分の四・五に変
つたわけでございます。当時は加算
がついて恩給をもらふべき人との間で
も、既得権者と失権者がありまして
で、その両者の不均衡を緩和するとい
ふ意味が四・五に上げたのになつたと思
ひますが、今度の改正で失権者はな
かつたのでございまして。この減額率は
多きに失するきらいがあると思うので
ございしますが、今後検討の要がある
と思ひますが、御当局の意見を承りたい
と思ひます。恩給局長からでもけつこ
うです。

○政府委員(八巻淳之輔君) 松村先生
からの御質問の点は、この加算によつ
て権利を取得する人たちの年金額の計
算におきまして、その実在職年範囲で
計算する、つまり加算年といふもの
は、資格の取得には役に立つけれど
も、年金額の上では反映しない、従つ
て、加算がついて十年以上になつてし
ても、それは百五十分の一ふえない。
逆に、三年しか実在職年がなくて十二
年、プラス・アルファの九年がつい
で、そうして十二年になつて普通恩給
がつくといふことになりましますとい
うと、年金はもらへますけれども、その
際の年金額の計算におきましては、逆
に足りない分について、一年について
の百五十分の四・五ずつ減額してい
く、つまり百五十分の五十といふのが
十二年まるまる勤めたときの年金額で
ございまして、それから実在職
年が六年しかない、そういたします
といふと、六年分だけ百五十分の四・
五ずつ一年について引いていく、こう

いう計算をいたしております。と申し
ますことは、これは十二年でもって俸
給の三分の一、つまりいわば百二十日
分を支給すると、こういふ計算になる
わけでございます。従ひまして、十
二年間勤めあげて百二十日分でござい
ますから、一年につきましては大体十
日分といふのが当たるわけでございます
。従ひまして、その年数が足りない
ものについては、その分だけ引いてい
くといふような考え方ではございま
して、大体一年については百五十分の
四・五といふものを引くという制度が
今とられておるわけですから、松
村先生の御指摘の点は、これはこの前
の昭和三十三年法律第二百四十四号とい
う増額案を出す前には百五十分の三・
五だつたじゃないか、これを三百億増
額案の法律第二百四十四号でもって百五十
分の四・五にふやしたといふのは、こ
れはいきさつがあつて、臨時恩給等調
査会の答申では、加算をやるかやらない
か決定を下さないで、将来の問題に残そ
うといふので答申が出ておりましたが、
その際、既裁定者については、全体の問
題については一万二千円ベースから一
万五千円ベースにアップすべきである
けれども、既裁定者の加算で恩給がつい
ている場合には、結果的には一万五千
円ベースによるこの利益を均等化さ
せないでおこうじゃないかといふ
うな意見がついておつたのでございま
す。従ひまして、そういう意見を尊重
いたしまして、しかばといひて、この
全体のグループの中で、加算実施によつ
て恩給を受けておる既裁定者約五十万
だけをベース・アップしないといふこ
とも、全体の体系からいふと、こう
考えましたので、一万二千円ベースか

ら一万五千元ベースにベイス・アップします。しかしながら、その減算率においては、今まで百五十分の三・五という減算率が若干甘かったことを考えて、それを精密に検討いたしまして百五十分の四・五という数字を出したわけでございます。その結果、その百五十分の四・五という控除率を当てはめますと、大体今までもらっていた手取り額がベイス・アップによっても動かないというよりな結果になったわけでございます。答申のねらっておるところの要求に合致するような事態になったわけでございます。そういう意味で、ベイス・アップはいたしたけれども、実質的には上がらないというねらいがそこにあつたのだから、今度既裁定者と未裁定者との不均衡は是正されたら、それは回復してよいのではないかというのが御所論だと思ひます。しかしながら、そういうことも一つのねらいでございましたけれども、一方におきまして恩給法の上で減算率というものを、その一年についての価値というものをと厳格に見直して百五十分の四・五ということにしたわけでございます。たての両面のうち、一つの面においては意味があるわけ、必ずしもこの不均衡は正完了前の時代にとられた特別な措置であるというふうにはかりは了解しないのであります。しかし、なかなかこの問題はむずかしい問題だと思ひのではありません、いろいろ御所論のあるところは十分承つて参りたいと存じます。

○委員外議員(松村秀逸君) さつき下村委員から改定恩給の問題について触れられましたが、私もちよつと二、三

触れたいと思ひます。恩給は公務員給与の引き上げに伴ひまして、軍人恩給復活以来、一万円、一万二千元ベースと上がつて参りました。三十三年の改正では一万五千元ベースになりましたが、それはその実施はほとんど下級者に対してでございました、大部分が。

しかも、それは老齢者に限られていたのでございます。現在公務員のベイスは二万三千円近くになつてゐると思ひます。また、さいぜん総務長官からもお話のありました臨時恩給等調査会の答申案の中にも次のようなものがあります。「恩給は老後の適当な生活をさせるための補償である。公務員の給与水準の引き上げが、その生活水準を基礎に行われてゐる限度において、使用者としての国は恩給についても考慮すべきである」という文句でございます。これは恩給調査会の答申案の中の文句でございますが、政府としては当然尊重せられるものと思ひますが、いかがでございますか、総務長官。

○政府委員(藤枝泉介君) 先ほど下村委員にもお答えを申し上げましたが、そういう御意見もございまして、この公務員のベイス・アップが行なわれるという事実は、やはり経済状態あるいは生活費の上昇、こういう問題が起こつたがゆゑに公務員のベイス・アップも行なわれるわけでございますので、当然にリンクするとか、あるいはスライドするということはなかなかむずかしいかと思ひますが、そういう経済状態、生活費の状態等を勘案して、やはり恩給の額につきましても十分考慮していかねばならない問題であると思ひます。

いうふうに考えて、研究を進めておる次第でございます。

○委員外議員(松村秀逸君) つまり生活費が上がると、公務員の給与が上がると、恩給の方もみてやるべきであるというのが今の御意見だと拝聴いたしました。また政府は十年後の所得倍増を約束されておりますが、恩給は、御存じのように、れっきとした給与所得の一種でございます。そういうわけでございます。ことに今度の恩給法の改正は、不均衡の是正ということに重点が置かれたのでございますが、これから増額ということについても考慮していただかなければならないと思ひのでございます。総務長官の御所見をお伺ひいたします。

○政府委員(藤枝泉介君) 今回の改正で、先ほど下村委員の御指摘になりましたような、恩給制度の外にあるものについての問題は別といたしまして、現在の恩給制度という建前をとりますれば、大体この範囲においては解決をいたしましたものと存じます。今後考えられて参りますのは、ただいま御指摘になりましたように、社会状態、経済状態、あるいは生活費の上昇、こういうものを勘案して恩給の額というものがいかにあるべきかということであらうかと存じます。従ひまして、そういう観点から今後問題になりますのは、恩給の額が今後の社会状態に対していかにあるべきかということに重点を置いて考慮を進めて参りたいというふうに考へてゐる次第でございます。

○委員外議員(松村秀逸君) 私の質疑はこれで終わります。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、残余の質疑は次回に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時四十八分散会

参議院会議録第二十八号中正誤

ベシ段 行 誤 正
三四 終り二米因 英國
三五 一七でございます 空疎
三二 一四 空想 空疎

昭和三十六年六月十三日印刷

昭和三十六年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局